

平成27年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年12月18日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	大澤由香里君	第2番	澤本 幹男君	第3番	清水 明君
第4番	小峰 陽一君	第5番	石田 芳英君	第6番	宮野 亨君
第7番	高橋 邦男君	第8番	原島 幸次君	第9番	村木 征一君
第10番	師岡 伸公君	第11番	酒井 正利君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	原島 政行君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 27 年第 4 回奥多摩町議会定例会議事日程[第 3 号]

平成 27 年 12 月 18 日(金)

午前 10 時 00 分・開議

会 期 平成 27 年 12 月 11 日～12 月 18 日 (8 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	――	議長開議宣告	――
2	――	一般質問 (9 名) 1 高橋 邦男議員 2 石田 芳英議員 3 師岡 伸公議員 4 原島 幸次議員 5 村木 征一議員 6 酒井 正利議員 7 宮野 亨議員 8 清水 明議員 9 大澤 由香里議員	――
3	――	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する 閉会中の継続調査について	決 定
4	――	議員派遣について	決 定
5	――	町長あいさつ	――

(午後 3 時 04 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日に限り、町広報担当者が議場内で写真撮影を行いますので、ご承知おき願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく願います。

日程第 2 一般質問を行います。通告のありました議員は 9 名であります。これより通告順に行います。

初めに、7 番、高橋邦男議員。

○7 番（高橋 邦男君） 7 番、高橋です。おはようございます。

今回は 2 件質問させていただきます。

1 件目ですが、旧古里中学校施設跡地の利活用についてお尋ねいたします。

平成 27 年 3 月末をもって閉校となった旧古里中学校施設跡地の利活用については、庁舎内に組織をつくり検討を進めていることと思います。

現在、全国的な少子化の流れの中で、各地で学校の統廃合が進み、学校施設跡地の利活用については全国各地で議論されています。町においても、この旧古里中学校施設跡地の利活用については、ただ単に公共財産の用途の変更という事務的な処理ではなく、町・地域の振興や町づくりの拠点としてという観点での利活用を考えているはずですが、この利活用については十分な議論を得て結論を出すべきであると考えていますが、住民皆さんも大きな関心を寄せています。

そこで、現時点の町の取り組みや考えについて住民皆さんに伝えるべきと思っています。

そこで次の質問にお答えください。旧古里中学校施設跡地の利活用について、現時点での検討状況と今後検討していく上での町の基本的な方針をお聞かせください。

2 件目です。国民の祝日、山の日制定に向け、観光地奥多摩のアピールを。

来年から 8 月 11 日が国民の祝日、山の日制定される予定であります。奥多摩町にとってもこれを機会に観光地奥多摩を近隣の観光地である高尾や秩父などに負けないように観光地奥多摩をアピールすべきではないでしょうか。

この奥多摩の魅力は何といっても豊かな自然であります。この自然の中に癒やしを求め、自然を楽しむ多くの観光客の方が訪れています。町への登山やハイキングはもちろんのこと、むかし道を初めとするセラピーロードの散策、釣りやバーベキュー、農園体験など、最近では自転車に乗るお客さんも多くなってきています。自然の楽しみ方が多様化してき

ている中で、この豊かな自然を生かし、多くの観光客の皆さんのニーズにも応えられるような観光地奥多摩をアピールすべきであると思っています。

そのために、奥多摩観光の現状をしっかりと把握し、今後の奥多摩観光が進むべき方向を見きわめてほしいと願っています。

そこで、次の質問にお答えください。

1つ目ですが、奥多摩観光の目玉は何だと思っていますか。また、現在の奥多摩観光で足りないものがあるとすれば、それは何ですか。

2つ目、町として、この山の日制定に向けて観光地奥多摩をどのようにアピールしようと考えていますか。

以上よろしく願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 7番、高橋邦男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、旧古里中学校跡地の利活用についてでございますが、議員がおっしゃるように、日本全国では少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少により、毎年500校前後の学校が廃校となり、文部科学省の廃校施設活用状況実態調査の結果によりますと、平成25年度には廃校になった公立学校数は482校あり、その内訳は、小学校が346校、中学校104校、高等学校32校となっております。また、平成14年度からの12年間では、小学校が3,788校、中学校が1,089校、高等学校が924校、延べ5,801校が廃校となっております。この廃校数を都道府県別に見ますと、最も廃校数が多いのは北海道で、小学校が403校、中学校が130校、高等学校64校の597校。次が東京都でありまして、小学校が107校、中学校が69校、高等学校が69校の計245校となっております。

この12年間で廃校になった5,801校のうち、現在、施設が残っているのは5,100校、全体の87.9%で、うち活用されている施設は3,587校あります。最も多い活用例は、再び各種学校などとして利用されているものが1,379校で38.4%、社会体育施設としての活用が856校で23.9%、社会教育施設・文化施設としての活用が623校で17.4%、福祉施設・医療施設としての活用が375校で10.5%となっております。また近年では、高齢化の影響から福祉施設・医療施設への転用が増加している状況であります。

一方で、廃校全体のうち1,513校、全体の29.7%が活用されずにそのまま残った状態となっております。このうち1,081校は活用の用途すら決まっていない状態であり、その用途が決まらない理由としては、施設が老朽化しているが383校と最も多くなっております。

議員からのご質問の旧古里中学校施設跡地の利活用につきましては、将来的活用方法が決まるまでの当面の活用の方法として、本年度から体育館と校庭につきましては、町のスポーツコミュニティ施設に位置づけ、スポーツ団体や消防団の活動などにご利用いただいているところであります。

この施設の将来的な活用につきましては、多くの住民の方々も関心を持っていただいているところであり、昨年、第5期長期総合計画の策定段階で行いましたタウンミーティングにおきましても、介護老人保健施設、特別養護老人施設、障害者施設、グループホーム、小学生から高校生までの子どもたちが活用できる学習塾、福祉の複合施設などにしてはどうかという多くのご意見、ご提言をいただきました。

また、この12月12日の土曜日に開催いたしました子ども議会的一般質問におきましても、2名の子ども議員から、旧古里中学校の有効活用についてご質問をいただき、子ども議員からは、宿泊体験施設、スポーツセンター、商業施設などのご提案をいただき、生徒の皆さんも大きな関心を持たれていることがわかりました。

旧古里中学校は、傾斜地が多い当町にあって規模も大きく、また敷地面積も広く、町にとっても地域にとっても大変貴重な財産であります。町では、今年度から旧古里中学校の活用に関する検討を進めておりますが、その状況を申し上げますと、平成27年4月に役場内に課長職で構成する旧古里中学校活用プロジェクトチームを、またその下部に検討組織として、係長以下の職員で構成するワーキンググループを設置し、現地を確認した上で、校舎、体育館、校庭といった個々の施設ごとに貸し出すのではなく、施設全体を総合的に、また長期にわたって活用できることを基本として慎重に検討している段階であります。

また、役場チームによる現時点の検討内容といたしましては、自由提案であります、その一部分を分野別に申し上げますと、教育関係では、フリースクールや特殊学校施設、児童・生徒を対象とする屋外教育研修施設、スポーツ宿泊交流施設、大学等の研究施設など、また、産業関連では、特産物の加工施設や、スモールオフィス・ホームオフィス、起業家の誘致、工房やギャラリーへの貸し出しなど、また定住関係では、校庭に若者住宅の建設や校舎を集合住宅へ転用など、また福祉関連では、入居費用等の安い老人ホーム、独居高齢者の福祉住宅など、その他分野では、フィルム・コミッションへの活用など、実に多くの意見が挙げられております。

いずれにいたしましても、旧古里中学校の跡地利用につきましては、地域経済の波及効果や雇用の場の創出など、地域や町の活性化のために有効に活用してまいりたいと考えております。

今後におきましては、できるだけ早くその活用方法を決定してまいりたいと考えております。今いろいろな意見がございますので、それらを総合的に町の第5期長期総合計画で、これから10年間に向かっていく計画のときに、どのような有効活用が図れるか、また財源対策等も含めて考えていきたいというふうに思っております。

次に、国民の祝日、山の日制定に向けて観光地奥多摩のアピールをについてですが、山の日につきましては、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律、平成26年法律第43号が平成26年5月30日に公布され、国民の祝日として新たに設けられることになりました。この改正は、平成28年1月1日から施行されますので、来年8月11日から16番目の国民の祝日として山の日が加わることとなります。この法律では、山の日を「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日」としております。

ご質問の1点目の奥多摩観光の目玉は何か、また足りないものは何かについてですが、町の観光の大きな資源は町のキャッチフレーズにもなっておりますが「巨樹と清流」であります。町の多くの森林からは清流が流れ溪谷をつくり出し、その溪谷は四季折々に彩りを変え、訪れる人を楽しませると同時になごませてくれております。また、都心から2時間以内で来られることや、直通のホリデー快速が休日に運行していることも魅力の一つであると思います。

町においては、近年、多くの観光客に訪れていただき、休日の奥多摩駅はホリデー快速が到着すると多くの観光客があふれ、日本人だけではなく、欧米やアジアなどの国々から来られた方も多く見受けられるようになり、大変に喜ばしい状況がここ数年来続いております。

町に訪れる観光客は、従来はハイキングや溪流釣り、バーベキューなどをしてきましたが、近年では、森でゆったりとした時間を過ごす森林セラピーやトレイルランニング、マウンテンバイク、キャニオニング、ラフティングなどアクティブに時間を過ごす方も増加しております。しかし、観光客の増加と多様な楽しみ方が普及してきますと、さまざまなトラブルが発生していることも事実であります。町だけではなく、高尾山周辺や西多摩の森林部など、広域的な問題となっているのも事実でございます。特に高尾山周辺では来訪者が多く、緩やかな形状でさまざまな利用方法が可能なことからトラブルが多く、大きな問題となっているというふうに伺っております。このため東京都では、自然公園利用ルールを策定し、利用者それぞれがルールを守って楽しめるよう、町も協力しPRに努めているところであります。

次に、足りないものは何かの点でございますが、観光地としての課題は、これまでハー

ド・ソフト両面を継続的に整備してまいりましたが、施設等が老朽化してきたことや時代が変化したことにより、施設やPRの方法を再整備する必要があると考えております。このため、これまでも申し上げてまいりましたように、「日本一観光用公衆トイレがきれいな町」を実現すること、施設の機能や清掃方法の質の改善を図ってまいりたいと考えております。トイレ以外にも町内に5つございます町営釣り場の施設も老朽化し、時代のニーズに合っていない部分もございますので、平成28年度から東京オリンピック・パラリンピック開催までの5年間で大きな整備を行う予定であります。

町の強みである都心から近いという点は、逆に弱みでもあり、多くの観光客に来ていただいているものの、その多くは日帰り観光客となっております。平成24年度に行いました観光入り込み客調査の結果では、当町の年間入り込み客数は176万5,000人と、前回調査より32万増加しております。このうち宿泊者数は16万2,000人で、全体の1割にも満たない状況となっております。このようなことから、さらなる宿泊観光地として発展させるため、奥多摩の風はとのす荘を整備したところでございます。

町の最大の課題は、観光シーズンが春・夏・秋の3シーズンで、冬場がオフシーズンになってしまうこともあり、これを打開するため、冬場に宿泊客を誘致する観光客誘致宿泊補助事業を平成25年度から実施をしております。この宿泊補助事業は、宿泊者1名に対し町から2,000円の助成を行い、旅館の場合は事業者が1,000円の値引きを行うことで通常の宿泊料金から3,000円安く宿泊できることから、現在では大変好評をいただき、平成27年1月から3月までの3カ月間に449件のご利用をいただいております。

今後も冬場観光を含め、さまざまなアイデアを出しながら、年間を通じた滞在型観光地の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今以上に外国人観光客が増加することが見込まれることから、JR5駅周辺に無料公衆用Wi-Fiの整備を行うとともに、観光案内所においては英語が堪能な職員を試験的に配置したところ、外国人観光客から大変な好評をいただいているところでございます。今後、町としても外国人観光客の増加に伴い、英語が堪能な人材の確保にも努めてまいりたいと考えております。

次に、山の日の制定に向けて、観光奥多摩をどのようにアピールするかについてですが、山の日が国民の祝日に加えられたことは、行政面積のほとんどが山である当町にとってはまたとないチャンスであると考えております。

本年11月3日、山の日施行前のイベントとして、山の日の趣旨でございます山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝すること及び東京の森の魅力を発信すること並びに東京

都自然公園利用ルールの周知を図ることを目的に、都庁前の都民広場及び都民ホールにおきまして、奥多摩町と檜原村、山と溪谷社が主催し、また東京都環境局が共催となり、さらには青梅市、八王子市など森林を抱える5市町村と日本山岳協会など、3つの山岳団体や朝日新聞、毎日新聞など、多くの団体が後援者となって「第1回東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティング」を開催いたしました。このイベントでは、奥多摩の魅力を発信するため、町と観光協会の職員が町の魅力をPRするとともに、町在住の世界的登山家である山野井泰史氏のトークショーとサイン会、元青梅警察署奥多摩山岳救助隊副隊長として長年尽力されました金邦夫氏によるトークショーが行われました。この日は天候に恵まれたこともあり6,000人を超える方にお越しをいただくことができました。特に山野井氏の講演は開場2時間前から行列ができるほど盛況で、サイン会も多くの方が列をつくりました。

山野井氏は講演の中で、世界の山々に登った経験談を話すとともに、奥多摩の山の魅力もお話をいただき、金氏も奥多摩の山の魅力や事故に遭わないためのお話をいただくなど、まちの観光PRの一翼も担っていただきました。

さて、来年度から施行される山の日における当町のアピール方法についてですが、このイベントを来年度はさらに多くの団体の協力を得て、東京の山の魅力、奥多摩の山の魅力を発信できるよう、現在、東京メトロポリタン・マウンテン・ミーティング実行委員会で検討を行っております。現時点においては、実施時期、内容などの詳細は検討中でございますが、実施することを前提に委員会で検討しているところであります。また、町内におきましても、観光施設等において山の日になんだイベント等の実施を検討しているところであり、内容が決定次第、住民皆さんや町外の人たちに参加をいただけるようPRしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、来年の山の日での施行、そして2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、さらなる観光客の増加を図るため、今後も観光立町として奥多摩観光の振興を図ってまいりたいと思っております。

特に、ここ5年間でございますけれども、JR奥多摩駅の観光客は増えております。そのほとんどがハイキングをしていただく、あるいは登山をしていただくという方でございます。山の日での制定ということで、東京都の中で一番高い山、雲取山2,017メートルの雲取山があるわけですから、こういうことをもう少しアピールをしながら、この山の日を契機にしていろんなイベントにつなげ、町の観光の振興、発展に努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 高橋邦男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（高橋 邦男君） 何点かお願いします。

ご説明ありがとうございました。

1つ目は、旧古里中学校施設の利活用についてですけど、答弁の中で、毎年多くの学校が統廃合されて廃校になっているというお話をお聞きしました。また、その利活用についても多種多様にわたっているなということ。それから、30%近い学校がいまだに利活用されていないと。いろんな事情があってされてないと思うんですけどね。そういうことで非常に簡単な問題じゃないなというような気がしています。

そこで2つばかり質問なんですけど、住民の皆さんも非常に関心を持っているし、すぐに結論が出る問題じゃないと思っています。ですから、住民の皆さんに、やっぱり町で検討しているんだと。いずれ結論を出すけどまだまだ時間がかかるというような、そういう説明もやっぱり必要なのかなと。そうじゃないと、住民の人は町は何も考えてないんじゃないかなというようなふうに思われてしまいますので、ぜひ説明の場、あるいは声を聞く場が必要だと思うんですね。その予定があるかどうかは1つですね。

それから2つ目は、多分時間がかかると思うんで、今の施設をやっぱり維持管理することも非常に大切だと思います。自分もこの前ゲートボールの大会があったときにちょっとお邪魔させてもらったんですが、グラウンド、校庭ですね。奥多摩の小・中学校の中では一番いい状態にあります。非常に草が生えていて、結構荒れているかなと予想したんですけど、非常にいい状態になっていたんですね。ですから、維持管理、非常に力を入れてやっているんだと思うんですけども、その状況を教えてほしいなと思います。

質問のほうは以上2点なんですけど、もう1つ、山の日制定に向けてのところではちょっとお話させていただきます。

確かにこの奥多摩の魅力というのはやっぱり自然にあると思いますので、その自然を壊さないで、それでその魅力を失わないようなやっぱり観光を目指さなきゃいけないと。とともに観光客の人のニーズが非常に広がっているんで、その辺の課題もあると思いますので、ぜひ奥多摩の自然の魅力を失わないような観光地奥多摩をアピールしてほしいと。それと山の日制定に向けて、ぜひ町民の皆さんを含めた多くの皆さんにアピールをぜひこの機会にやってほしいなと。これはお願いであって質問じゃありません。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番、高橋議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

きます。

まず1点目のご質問でございますけれども、町長からお答えをさせていただいたところではあるんですけども、第5期の長期総合計画の策定段階で、昨年の秋でございますけれども、タウンミーティングの中で大分ご意見をいただいたと。また今年も、この12日の子ども議会におきましてもさまざまなご意見をいただいております。その上で、町の中のプロジェクトチームあるいはワーキングチームという2つの会議を設けておりますけれども、この会議、都合9回ほど開催をいたしました。また、全職員にも意見募集を行ったということで、このような中でさまざまなご意見を実はいただいております、活用案に関するご意見は一定のアイデアについてはもうできている感があると私は考えております。

現在のところ、さまざまなご意見について集約をしているという状況でございます、この施設については活性化に資するというのはもちろん第一の基本的なことでございますけれども、あわせて、地域にとりましても非常に中心にある公共施設、また地域文化あるいはコミュニティの中心であったということも踏まえて、これからの活用については地域にも役に立つ施設というふうにも考えております。

ご質問の住民の方のご意見というお話でございますけれども、これらは今出たさまざまなアイデアについて、財源を含めて検討しているという状況でございます。町において一定の考え方が整理がついた段階で、住民の皆さんの方々に説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂戴したいと思っております。

また2点目の、今の施設の維持管理のご質問でございますけれども、現在、主にかかっているのが特に水道代と電気代でございます。これが思いのほかかかっておりまして、300万円近く実際にかかっております。これにはもちろん消防の訓練ために校庭で水を大量に使うということも踏まえておりますけれども、そのような中でそのくらいかかっているというのが1つ。

また、シルバー人材センターに管理をお願いしております。校庭がご案内のように非常に広いと、敷地も広いという中で、周辺の樹木の今の時期ですと落ち葉が大分来ているので、そういった処分も踏まえて、夏は草取りを6回ほど、今は落ち葉の整理ということで、これも年間230万円ほどかかっております。そうしますと、都合年間維持するのに約500万ということで費用もかかっておりますので、できれば一日も早く利活用を進めたいという財政的な内情も含まれているということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（須崎 眞君） 以上で7番、高橋邦男議員の一般質問は終わります。

次に、5番、石田芳英議員。

○5番（石田 芳英君） 5番、石田でございます。

私からは2項目ご質問させていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、ミツバツツジやヤマドリを増加政策やPRについてということでございます。

奥多摩町の町の木は杉、町の花はミツバツツジ、町の鳥はヤマドリとなっており、古くから町民の皆様に親しまれております。このうちミツバツツジは山麓から頂に連なる急峻なV字形の溪谷にあり、その溪谷に春早くから紫紅色の花を開き、また秋には葉が紅葉して美しさを備えています。

また、ヤマドリは、日本特産のキジ科の鳥で、体長はおよそ50センチメートル雌から、125センチメートル雄で、低山から山中のよく茂った林に生息しています。

現在、ミツバツツジは山麓や溪谷の自生のもの、あるいは庭先等ではよく見かけますけれども、ミツバツツジの人為的な群生はなく、またミツバツツジを目玉にした公園等もありません。また、ヤマドリに関しましては、山中においてもほとんど見かけない状態となっております。これに関し、もっと増加政策を行ったりPRを強化すべきじゃないかなというふうに考えますが、以下2点についてお伺いいたします。

1番目、今までのミツバツツジやヤマドリの生息について具体的にどのようななされてきたか、今までの現状についてお伺いいたします。

2番目としては、今後、もっとミツバツツジやヤマドリの増加に関する政策を推進すべきと思いますが、今後の方針等についてお伺いいたします。

以上2点についてよろしくお伺いいたします。

続きまして、2点目としまして、寄附された宅地、建物、山林等の管理や有効活用についてでございます。

一昨年鳩の巣地域を中心に寄附された宅地、建物、山林等について、いろいろと有効活用を検討されているとのことですが、面積的にも非常に大きく、また住宅地に隣接している物件も多いため、町民の皆様の関心度も高く、観光面より有効活用への期待が大きいと捉えられております。場所によっては寄附された山林について日照の障害になっている場所もあり、伐採、枝打ちの必要性があるところもあると聞き及んでいます。これを踏まえ以下お伺いいたします。

1番目として、寄附された宅地、建物、山林等の所在地、面積等の内容についてお伺いいたします。できれば資料等の配付をお願いしたいと思います。

2 点目、上記の寄附された物件の管理や有効活用の全般的方針などについてお伺いいたします。

3 番目としまして、特に鳩ノ巣溪谷の旧一心亭付近は滝もあり風光明媚な場所で観光価値は高いと思いますが、今後どのようにされるかお伺いいたします。

4 番目として、古里付の入川進入路の町道周辺の山林は日陰になっており、日照の障害や凍結等の懸念がありますので、この対策については今後どのようにされるかお伺いいたします。

以上 4 点についてよろしくお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 5 番、石田芳英議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、1 点目のミツバツツジやヤマドリの増加政策や P R についてのご質問にお答え申し上げます。

昭和 50 年 4 月 1 日、町制施行 20 周年を記念して、町民皆様から応募いただき、選定委員会により町の花としてミツバツツジを、町の木として杉を、そして町の鳥としてヤマドリを選定いたしました。選定の理由や生息等の状況は町ホームページに記載しており、議員がただいまお話をされたとおりであります。

初めに、町の花でありますミツバツツジにつきましては、関東から近畿の太平洋側を主な分布域としており、春にツツジ類としては一番早く花をつけることから、町では古くから一番ツツジと、紫色の花をつけることからムラサキツツジと呼ばれており、山裾から尾根筋まで広く分布しております。

町には、これ以外にもミツバツツジとほぼ時期を同じくして、標高の高い尾根筋で開花するアカヤシオツツジ。町では二番ツツジとも呼ばれており、山ツツジ、5 月下旬に標高の高い尾根筋で開花し、皇太子殿下のご息女の敬宮愛子内親王のおしるしとなっており、別名をゴヨウツツジと呼ばれるシロヤシオツツジなどが 4 月から 5 月下旬までの間に時期や標高を移してツツジ類が開花し、町民や町を訪れる人の目を楽しませ、なごませていただいております。

次に、町の鳥でありますヤマドリにつきましては、日本の固有種であり、本州、四国、九州の山地に広く分布しており、主に標高 1,500 メーター以下の杉やヒノキなどの針葉樹林の下草が繁茂した環境での生息を好み、種子類や昆虫、ミミズなどを食べる雑食性の鳥であります。

1点目のミツバツツジやヤマドリのこれまでの具体的政策や現況はとのご質問であります。初めに、ミツバツツジにつきましては、町内全域の森林部において自生しており、単体での群生はございません。川苔山周辺や千本ツツジ周辺では、山ツツジなどとともにたくさんのミツバツツジが見られます。また、ミツバツツジなどを町内の集落周辺や遊歩道周辺に植栽し、自然と調和した美しい町づくりを実践するため、平成12年度から「奥多摩町花の里づくり事業」を開始いたしております。開始から現在までの間、多くの事業を自治会など町民皆さんが主体となり実施していただき、この事業では多くのミツバツツジを植えていただくことができました。本事業は、平成13年度に大丹波地区におきまして、地元の皆さんにより輪光院上部の伐採跡地にミツバツツジ400本を植えていただき、以来、毎年2回の下刈りを欠かすことなく実施をしていただいております。

これ以外に、大丹波地区では、拡大造林時に本来伐採してしまうミツバツツジを当時の方が掘り起こし、里へ移植し保護をしていただいたため、春には多くのミツバツツジが花をつけ、「ミツバツツジの里」として奥多摩山里歩き絵図にも掲載しているほか、大丹波川国際虹マス釣り場では、毎年4月の開花時につつじ祭りというイベントを実施し、多くの来訪者を迎えております。

近年では、川野自治会で、平成22年度から平成24年度までの3年間でミツバツツジを713本植えていただいておりますが、この事業につきましても、身近な町づくり事業として町でも支援を行っているところでございます。

また平成9年度から、お子さんの出生を記念し、出生記念植樹の記念樹としてミツバツツジを登記トレイルがあるふれあいの丘に植樹し、平成21年度以降は対象世帯に配付してお祝いするとともに、ミツバツツジの増加に努めてまいりました。

これとは別に、平成17年度に町制施行50周年記念事業として、ふれあいの丘において、一山植樹祭を行い、町民皆様がミツバツツジなど3,000本を植樹いたしました。

次に、ヤマドリについてでございますが、雄は狩猟対象鳥獣としての捕獲の対象となっておりますが、捕獲数に制限があり、また雌は昭和38年から捕獲禁止鳥獣となっております。昭和36年には、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、町内に鳥獣保護区が設置され、現在では町内には特別保護区が4カ所あり、区域の一部に隣接市町村を含みますが、面積は1,688ヘクタール、鳥獣保護区も同様に5カ所で6,271ヘクタール、合計9カ所で7,959ヘクタールが指定されており、ヤマドリだけではなく全ての鳥獣を保護している状況でございます。

保護区の指定につきましては、当該地区の市町村長が承認し実施されるものであります。

また、東京都猟友会等では、毎年ヤマドリ等の放鳥を行っており、今年度は多摩地域の森林部においてヤマドリ 100 羽を放鳥しており、同様に奥多摩猟友会でも放鳥を行っており、その方法は生息数を増加させるため、あえて鳥獣保護区内としている実績もございます。

ミツバツツジやヤマドリの今後の方針等についてでございますが、ミツバツツジにつきましては、これまでに多くの苗木を配布してきたところでございます。現在、地球規模で温暖化による気象の変化でさまざまな影響が生じております。この気象の変化は動植物の生息に大きな影響を与え、WWF、公共財団法人世界自然保護基金では、これまでにないスピードで変化していく気候、多発する異常気象が引き起こす変化はさまざまな野生生物を絶滅のふちに追い込んでいくと述べております。また、国立研究開発法人国立環境研究所では、日本の生態系にあらわれている温暖化の影響として、南方の常緑広葉樹の分布が拡大している。これまで関東では見られなかったナガサキアゲハが関東地方でも確認されたなどの報告がございます。報道機関などでは、温暖化により猿の生息高度が上がり、ライチョウが猿に捕食されるなど、これまでにない被害も報道されております。

町においては、ヤマドリの生息数等の調査は行っておりませんので、詳しい内容については現在わかっておりません。しかし、環境省のレッドデータには記載がありませんので、危機的な状況に至っているものとは考えておりません。

今後の地球温暖化の影響により、ヤマドリに限らず、今後全ての動植物が減少や絶滅といった状況になることも考えられますので、東京都内陸部の 40%の森林を有する町として、森林環境の整備を促進することで地球温暖化抑制に寄与していく考えであります。特にヤマドリにつきましては、先ほど生息環境について述べさせていただきましたように、杉、ヒノキなどの針葉樹の下草が繁茂した環境を好む鳥ですので、多摩の森林再生事業の実施により生息環境が改善されていることと考えております。また、ミツバツツジにつきましても、関東から近畿の太平洋側が主な分布域となっておりますので、温暖化が進行しますと減少や絶滅の可能性がございますので、森林環境の改善が保護にもつながるものであると考えます。

いずれにいたしましても、多くの森林を有する町として、洪水や渇水の抑制、国土の保全、地球温暖化の抑制など、森林の持つ公益的機能が十分に発揮できるよう努めることで、ミツバツツジやヤマドリが今後も生息できるように努力してまいりたいと思います。

次に、2点目の寄附された土地、建物、山林等の管理や有効活用についてのご質問ですが、平成 26 年第 1 回定例会におきまして、高橋邦男議員から同様のご質問をいただいたところでございます。これらの土地、建物は平成 25 年 4 月に青梅市在住の福島様からご寄附

をいただいたものであります。初めに寄附された土地、建物、山林等の所在地、面積等の内容等についてであります。土地につきましては、山林が 20 筆で 13 ヘクタール、宅地が 12 筆で 4,755 平方メートル、畑が 15 筆で 3,830 平方メートル、合計で 47 筆、13 万 8,982 平方メートルでございます。建物につきましては、居宅と店舗が 8 棟、その他納屋・物置が 4 棟の計 12 棟でございます。これらの寄附物件の中には、従来より賃貸されている土地や建物も 20 件あり、これらは従前の契約を引き継ぎ今後も賃貸しておりますが、建物の中にはご質問にございました旧一心亭など、使用されていない大規模な建物や廃屋も含まれております。

次に、寄附された物件の管理や有効利用の全般的な方針等についてであります。このように非常に多くの物件があることから、まず住民生活に直接影響のある土地や建物など、町として緊急性の高いものから優先的に順位を定め整理を進めております。25 年度では棚沢東側、うつぼ沢付近の国道脇にあった倒壊寸前の倉庫の撤去及び国道下の旧鳩和荘付近の遊歩道の倒木の処理、また住宅への活用を図るため居宅内の整理などを行い、平成 26 年度では老朽化し倒壊のおそれのある船川橋付近の廃屋と倉庫及び旧見晴亭の 3 棟の解体処理、また山林の位置や面積を特定するための測量なども実施しております。平成 27 年度では、古里付にある廃屋の解体や鳩ノ巣駅下の国道川側にある倉庫を撤去するとともに、来年度には見晴亭脇の町道の拡幅を行う予定であります。

ご寄附をいただきましたこれら多くの不動産の中には、道路の拡幅の用地として必要な土地、あるいは駅に近く、若者住宅として活用できる土地や建物、集合住宅をつくることも可能な規模の平たん地なども含まれております。これらの土地は全て書類上でご寄附をいただいていることから、管理あるいは活用のためには、まずこれらの全ての土地や建物の位置、近隣土地所有者との境界の確定を行う必要があることから、地籍調査の結果を含めて、未確定部分の測量もあわせて行っていく必要がございます。

これら土地や建物を町民の共有財産として、町民の利便性の向上や地域の観光産業の振興、町の喫緊の課題である若者の定住対策など、さまざまな視点に立ってそれぞれの物件ごとに利活用の方法を検討し、優先順位を定めた上で計画的に実施していく所存であります。

特に鳩ノ巣溪谷の旧一心亭付近は風光明媚な場所で、観光価値が高いがどうするのかでありますが、この付近一帯は奇岩が連続する荒々しい溪谷美を誇る鳩ノ巣溪谷や双竜の滝などに加え、崖に自生する木々の緑が美しく、また紅葉の季節には落葉広葉樹が一斉に色を変えることから人気の高い場所であり、また鳩の巣駅から 5 分と交通アクセスも非常に

よいことから、町を代表する観光拠点として早春から晩秋まで多くの観光客が訪れる地域であります。ここから溪谷に沿って、上流、今、森林セラピーロードにも位置づけられている鳩の巣溪谷遊歩道もあり、このほどオープンしたはとのす荘の利用客を含めた来遊者の散策路として大変重要で貴重な場所であるというふうに考えております。

一方で、ご寄附をいただいたこれらの土地には、旧一心亭の建物とともに、奥多摩工業株式会社が所有する旧鳩和荘といった大型の遊休施設もあり、これら建物はともに老朽化が著しいことから、建物自体を再利用することはなかなか難しいと考えております。このため、これらの建物を解体するには、解体用重機を初め、廃材を搬出するためのダンプトラックの搬入等が必要であり、国道から旧一心亭までの間の現況道路を拡幅する必要があります。また、はとのす荘から鳩の巣小橋に至る遊歩道につきましても、歩道幅を広げるとともに、転落防止用の手すりについても、さらに安全なものに交換し、幼児も安心して歩けるように整備したいと考えております。

このようなことを踏まえながら、今後においては全体的な整備計画を策定するとともに、誰もが自由に散策し休憩ができるような公園化に向け、年次計画をもって整備していきたいと考えております。

次に、古里付の入川進入路の町道周辺の山林は日陰になっており、日照被害や凍結時の懸念があるが、この対策は、についてでございますが、この道路は町道古里付入川線として認定している道路で、延長は121.26メートル、幅員3メートルでございます。この路線につきましても、現在、全線の整備計画を策定しているところでありまして、日照の確保、歩行者及び車両の安全性等を確保するため、今後、山側の立木伐採方法及びのり面の整備、川側の路側の補強及び防護柵の整備等を行うとともに、未舗装部分は全面舗装してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須崎 眞君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（石田 芳英君） それでは、再質問をお願いしたいと思いますけども、まず1点目のミツバツツジ、ヤマドリの今までの増加につきましては、大丹波地区とか、国際釣り場、また川野地区で一生懸命やられているということで増加しているというご答弁でした。ぜひともこれからも東京オリンピック・パラリンピックが開催されて多くの観光客の来町が予想されますので、もっと今後、以上に増加政策やPRをぜひお願いしたいなと思います。

再質問なんですけども、町のホームページを見ますと、ミツバツツジとかヤマドリの説明がございますけれども、どこに行ったら見られるのかとか、あるいはどういうものかと

いうビジュアル的に解説したようなところがございまして、ちょっと調べてみますと、観光協会のホームページのリアルタイムの「季節」というところにリンクしていきますと、多少リアルタイム的な情景が見られて、今まだされてないのですけれども、春先には見られるという状況ですけれども、なかなかたどり着くのが大変だったということがありまして、できたら町のホームページで、多少わかりやすいように写真を掲載するとか、どこに行ったら見られるのかというようなこともちょっと書いていただければなというふうに思っています。

2点目としましては、寄附された宅地、建物、山林等の管理や有効活用についてでございますけれども、詳しくご説明いただきましてどうもありがとうございました。この①のほうの、今、総体的な面積とか筆数はご説明がありましたけれども、できましたら、まじな物件だけで構いませんので、場所とか、そのところの面積等、もう少し具体的に担当者の方からご説明いただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番、石田芳英議員の一般質問の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

私のほうから、ミツバツツジの件についてご説明をさせていただきたいと思いますが、春先4月ぐらいから、ただいま町長からご答弁させていただきましたように、季節が進むごとに標高の高いところに随時移っていくというようなことで、こちらについては観光客の方からも、今の開花状況がというようなお電話をいただいたりすることがございますので、町のホームページの中でも、そういった開花の状況につきましていち早くお知らせできるようにしていきたいと思っております。また、観光協会のほうでもさまざまやっておりますので、それらと連携しながらPRを図っていききたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、私から2点目の寄附物件の主なものについて、具体的な内容ということでございますので、お答えをしたいと存じます。

町長からもお答えしたとおり、寄附物件は非常に多岐にわたっておりますので、まず山林から主なものを申し上げますけれども、全部で20筆ということで、面積全体のおよそ93%ほどが山林でございます。最も大きなものについては、棚沢字棚下622番地、ここが3万743平米ということで、位置については、西側の林道を進みまして、最初に西側を渡

る橋がございます。その橋を渡った先の白丸の東山の尾根に向かって字境まで山の斜面の上部でございます。

次に、小丹波字材ケ 771 番地、ここが 2 万 2,611 平方メートル。位置につきましては、古里付の町道入川材ケ線、ここを進みまして、昭和石材工業者の入川工場ですね。この先の材ケ沢の上流部分になります。

次に、棚沢字ウシノケ 991 番地、1 万 6,859 平米。ここも同じく入川材ケ線を進みまして、昭石の入川工場を過ぎて、さらに橋を渡って、その先がヘアピンカーブがございます、ちょうど舗装が終わるところでございます。その棚沢側の斜面の上部でございます。

次に、棚沢字テラサ 930 番の 1、ここが 1 万 3,414 ということで、同じく 930 番の 6、931 番の 1 万 2,376 平米とありますけども、いずれも古里付の今 JR のガードをくぐった右のところのサカタ様宅の手前に道路が左側が広がっていますけども、その上部山林の部分でございます。

あとは棚沢字カト 682 番、4,132 平米、同じく 684 番の 2,900 平米とございますけれども、ここは坂下集落から海沢方面の尾根に向かった集落上部の斜面部分でございます。

あとは棚沢字ミサ 1,060 番、6,942 平米ということで、ここは棚沢の旧ミサ集落でございますね。そこに隣接したところでございます。

あとは小丹波字スニ平 842 番の 1、2,082 平米ということで、国道側から見ますと、スニ集落の上部の山が樹種転換をしておりますけれども、その真ん中に黒木の部分が残っております、そこでございます。それと小丹波字ヒササ 937 番地、1,953 平米ということで、ここはスニ集落の先のコサ林道を進んだ左側上部の尾根のところでございます。

また、宅地でございますけれども、12 筆ございますけれども、最も大きいのは旧はどのす荘がございますけれども、棚沢字大橋の 398 番地の 1 ということで、2,183 平米ここはございます。国道脇のヤマキ様あるいはヤマシジヨシ様あるいはサギケ様の住宅の部分から川にかけて一帯がそうでございます。また、隣接する大橋の 372 番地ということで解体をいたしました元見晴亭のあった場所。また、棚沢字寺沢の 930 番地 9 ということで、ここが 1,000 平米ほどございますけども、古里付のガードをくぐってちょうど進んだ先の右側の入川との間の部分の平たん地の部分、現在、住宅が 6 棟と奥に平たん部分がございますけれども、サカタ様宅の住宅の下までということで広がっております。また、棚沢字ツタ平 364 番地の 2、また 3 ということで、ここは鳩ノ巣駅前信号の脇から川のほうへおりていった部分でございます、イザキヨ様、イザキヨ様、サカタ様の住宅のある部分でございます。また、棚沢字サカタサ 314 番地、429 平米でございますけれども、ここは

線路の上側でございます。ナカ橋の手前の元福島アツ様の住宅、納谷、倉庫部分ということで、既に3棟とも壊して町道の待避所ということで活用をさせていただいております。次に、棚沢字アツガヤト337の1でございますけれども、これは氷川から古里方面に向かいまして棚沢橋を渡ってアツガヤトという右カーブがございますけれども、その手前の鳩の巣バンガローの駐車場の部分と、その下の旧福島アツ様の住宅でございます。

また、畑については、棚沢字車屋敷の741番の1及び2ということで、今回、補正予算でご説明をさせていただきました測量するというところで、若者住宅の建設用地として活用していきたいというふうに考えているところでございます。また、棚沢字坂下平771番、119平米、これは坂下中央線を進みまして山鳩山荘手前の現在のちょっと大きな雑木が生えているところでございますけれども、そこでございます。あとは、旧福島アツ様の自宅の下側の川のところの斜面が畑ということでございました。

また、建物については12棟あるということで、先ほど町長からご案内申し上げましたけれども、そのうち既にほとんどのものは解体をしております。残っているのは旧福島アツ様のご自宅、現在、災害用の職員住宅ということで職員が利用しておりますけれども、そのこと、あとは鳩の巣の釜めし様の駐車場が川側でございますけれども、そのさらに川側のところに倉庫が2棟ございます。その部分だけでございます。

なお、資料の配付というご質問がございましたけれども、一般質問については政策議論の場というふうに位置づけられておると思っておりますので、個々の詳細な資料については、企画財政課のほうにおいでをいただければお示しをできますので、どうぞよろしくお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

○5番（石田 芳英君） 詳しくどうもありがとうございました。また資料等、議員のほうも聞かれる場合が多いので、また資料等の配付のほうはまた相談させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で5番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますので、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時20分から再開いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10 番、師岡伸公議員。

○10 番（師岡 伸公君） 10 番、師岡伸公です。

それでは、3 点質問をいたします。

初めに、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業について質問をいたします。

6 月議会にて、2020 年開催のオリンピック・パラリンピックに向けての観光対策について質問いたしましたが、今回は、東京都が発表いたしました市町村支援事業に対する町の対応についてお伺いをするものです。

まず、普及啓発事業には、スポーツの普及啓発はもとより、海外来訪者の受け入れ体制整備などの項目も含まれております。鍾乳洞サミットのテーマにもなりましたように、観光事業に力を入れる当町としても見逃せない内容だと思います。

次に、障害者スポーツ地域振興事業については、継続的、定期的という条件があるようですが、高齢化社会の到達とともに総括的に考える必要を感じます。さきの 9 月に行われました西多摩郡の町村議会の懇親会でも、ボッチャという競技を経験いたしましたが、非常に戦略的なものもあり、楽しむことができました。こうしたニュースポーツや障害者スポーツの普及についても、第 5 期長期総合計画に織り込まれております。このような背景を受け、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業について、当町のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして 2 つ目、U ターン、I ターンを受け入れるために、について質問をいたします。

町が推し進める若者定住策が実を結び始めております。移住者も徐々に増えつつありますが、本質的に永住するかどうかは今後の私たちの対応、行政レベルでも住民レベルにおいても、その対応にかかっているというふうに思われます。数字にあらわれる支援策の充実は他の市町村に類を見ないものであり、町に住んでみたいと思う若者の心をつかんでいると思っておりますが、U ターン予備軍に対しましても、ふるさと奥多摩の魅力を再発見させる発信もお願いをしたいところであります。

住民税等納税者への配慮が根底にあるとは思いますが、他府県でなく同じ東京都民であ

るならばとも考えられなくはないでしょうか。

以下の緩和策についてお伺いをいたします。

1つ目は、施設利用の柔軟さ、他市町村の住民へのウエルカムの姿勢を示すことはできないのでしょうか。子育てサロン、特にリトミックなど一番アピールしているところへの配慮をお願いできたらというふうに思います。

また、里帰り母親への保健指導につきましては、在住の市町村や病院の証明書が必要というふうに聞いておりますが、母親にとって里帰りしたふるさとでの相談が一番安心できるのではないかというふうに思ってしまうのですが、いかがでしょうか。条例等、法律のもとの難しさはあると思いますが、見解をお伺いするものであります。

3点目、町制60周年記念・60キロウオークを検証するについて質問をいたします。

町各種団体の尽力で、60周年の一環で開催されました60キロウオークが無事終了いたしました。まさしく無事終了いたしました。参加者、完歩賞を受けられた方に敬意を表するとともに、ボランティア、町職員の昼夜を問わずのお勤めに改めて感謝を申し上げる次第です。2日間にわたる、なおかつ深夜・早朝にも参加者への注意を払わなければいけないイベントは過去にも余りなかったのではないかというふうに思います。先頭グループと最後尾の差が大きかったため、安全対策への時間が長く、スタッフの心労も非常に大きかったものと拝察いたします。それだけに、このイベントを通過点の行事に終わらせることなく、今後の町の活性化につなげたい気がいたします。参加者がもう一度奥多摩を訪れる。奥多摩ファンを一人でも多くするための施策、例えば、記念のモニュメント等をつくってリピーターを増やしていくなど、この事業が今後の奥多摩をアピールするきっかけにしたい。奥多摩を訪れるお客様を増やす材料とするために、今後、この60キロウオークの経験をボランティアスタッフ、職員皆様の奮闘をどのように生かしていくか、町の考えをお伺いいたします。

以上、3点、よろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 10番、師岡伸公議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の1点目のオリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業及び3点目の町制施行60周年記念・60キロウオークを検証するにつきましては、教育委員会が所管しておりますので、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、2点目のUターン、Iターンを受け入れるためにのご質問でございますが、子

ども家庭支援センターきこりんでは、1階の談話室及び2階のキッズプレイルーム、遊戯室等についての利用は、町内・町外を問わずご自由に利用していただいております。その際、住所地の市町村名を記載していただいております。他市町村の方には積極的に町の子ども・子育て支援推進事業等の少子化対策、若者定住化対策事業についてPRするなどの声かけを行っているところでございます。町外利用者の中には、古里のきこりんのある古里地域に住んでみたいという方もおり、小丹波若者住宅を初め、町の15項目に及ぶ子ども・子育て支援策についても近隣市町村では実施していないことから、ハード面、ソフト面の両面で関心の高さがうかがわれるところでございます。

ご質問の1点目の、施設利用、イベント参加等の柔軟な対応につきましては、きこりんに関しましては、乳幼児のいる家庭のみならず、一般の方、高齢者の方でも自由に利用していただいております。イベントにつきましても「絵本といっしょ」など参加人数の制限のない事業につきましては自由にご参加をいただいております。

子育てサロンやリトミックなどの事業は、外部からの講師及び講師の希望により参加人数を限定していることもあり、どうしても町内のお子さんを優先している状況であります。そのため、他市町村の方々にもわかるように、参加者の了解を得た上で、実施状況の写真を掲示し、見ていただくようPRに努めているところでございます。

議員からご提案のあった柔軟な対応につきましては、ただいま申し上げたように、事業の種類により困難なものがあることをご理解いただきたいと思いますと同時に、その上で、今後なるべく多くの方に参加いただけるような楽しい事業を企画していきたいと思っております。きこりんでは職員一同、誰に対してもウエルカムの姿勢で来館をお待ちしているという状況でございます。

次に、2点目の里帰り母親への保健指導等についてお答えを申し上げます。

里帰り出産は、文字どおり母親が自分の実家の市町村に一時帰り、そこで出産・産後を一定期間過ごして、母体の回復と出生後間もない乳児の面倒を祖父母等に見てもらう行為を指しますが、奥多摩町でも当町から他市町村に嫁がれ、妊娠中に実家に帰って出産される方がおります。出産後、実の母親に面倒を見てもらえれば、母子ともに安心して子育てができる上に、精神面でのサポートも里帰り出産が増える要因ではないかと思えますし、保健師等の専門職による相談が加われば、なおより心強いと思われれます。

町では出産した母親からの依頼があれば、調整の上、家庭訪問して相談に応じることは全く問題がないと考えております。ただ、この場合、母親が自分の住所地の市町村の母子保健窓口に一報を入れていただき、実家の住所等を知らせていただく必要が生じます。こ

それは逆に奥多摩町に嫁がれてきた方が里帰り出産された後に、実家の市町村保健師に相談する場合も全く同様でございます。町の福祉保健課に連絡いただくようお願いをしているところでございます。こうした連絡を確実に行うことにより、保健師間での情報共有を図り、切れ目のない支援につながることを注意をしているところでございます。その上で、あとは市町村間の文書のやりとりだけで産婦、新生児訪問が実施できますので、安心して里帰り出産をしていただければというふうに思っております。

議員がおっしゃるように、基本的に町の子育て支援策は住民に対するものですので、町に住所がない方を対象としているものではありませんが、将来、UターンあるいはIターンをして我が奥多摩町を定住の地として考えている若い世代に町に親しんでもらうことは大変重要なことだと思っております。今後は、きこりんの事業だけではなく、若者の出会いから結婚までサポートするふれ愛サポートセンター事業も含めて、奥多摩町の魅力を発信する事業を実施してまいりたいというふうに思っております。

さらに、ふれ愛サポートセンター事業では、今月の23日の祭日でございますけれども、町に住む男性に対して、町外からの女性に来ていただきながら、その将来にわたっていい伴侶が見つかるようなふれ愛サポートセンター事業を開催する予定でございます。該当者がおりましたらお声かけをしていただければ大変ありがたいというふうに思っているところでございます。

○議長（須崎 眞君） 教育長。

〔教育長 栃元 誠君 登壇〕

○教育長（栃元 誠君） 10番、師岡伸公議員の1点目のご質問、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業についての一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の区市町村支援事業は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機として、区市町村が実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業のうち、スポーツ振興等に資する事業について東京都が支援することにより、地域からオリンピック・パラリンピックの機運の醸成を図り、各区市町村の地域レガシーにつながることを目的に東京都が行う補助事業で、スポーツ振興等事業費補助事業の名称で今年度新たに制度化されたものでございます。

この事業は大きく2つの事業に分かれております。1つ目が普及啓発等事業で、区市町村が2020年競技大会の開催機運を醸成し、地域のレガシーにつながるために行う事業のうち、1つとして、オリンピック・パラリンピックの理解促進事業として、オリンピック・パラリンピアンを招いた講演会などの開催など。2つ目に、スポーツの普及啓発事業とし

て、アスリートを招いたスポーツ教室の開催など。3つ目が、海外の来訪者の受け入れ体制整備事業として、事前キャンプの誘致活動や異文化体験、国際交流イベントなどが対象となります。補助率は2分の1で、補助上限額は1区市町村当たり300万円となっております。

またもう1つは、障害者スポーツ地域振興事業で、区市町村が身近な地域における障害者スポーツの振興を図り、障害者がスポーツを楽しめる環境を整備するために行う事業のうち、障害者が参加できる継続的なスポーツ教室や定期的なスポーツ大会など、障害者が参加できる継続的かつ定期的なスポーツ事業に該当する事業が対象となります。こちらの補助率は5分の4で、補助上限額は1区市町村当たり200万円となっております。

町では、この新しく創設されました補助事業を活用するために、8月4日に東京都オリンピック・パラリンピック準備局の担当者を交え、企画財政課、総務課、福祉保健課、観光産業課、教育課の関連する担当職員により協議を行い、新規事業実施には補正予算対応が必要となることから、既存事業からの掘り起こしを行い、ウィーンへの海外音楽交流派遣事業を異文化体験、国際交流イベントとして普及啓発等事業補助金に充当することといたしました。

なお、障害者スポーツ地域振興事業補助金につきましては、既存予算の中での対象事業は社会福祉協議会の主催事業でありますふれあいスポーツ大会に対し、町の補助金として予算額で10万5,000円を計上しているだけであったため、補助金申請を見送ったところがあります。

さて、2020年競技大会に向けての最近の取り組み状況ですが、多摩、島嶼地域においては、東京都市長会、東京都町村会、東京都市町村総合事務組合と連携をしまして、府中市にあります東京自治会館を推進拠点として市町村のオリンピック・パラリンピックに向けた事業推進を展開していくこととなりました。この推進拠点の設置にあわせて、11月25日に自治会館においてオープン記念式典が開催され、町村会長であります河村町長も主催者の一人として挨拶をし、西多摩郡及び島嶼町村においても、2020年競技大会に向けてさまざまな機運醸成に関する事業を行うとともに、町村でも聖火リレーなど行えるよう各関係機関のご協力をお願いしたところでございます。

また、学校教育におきましても、今年度、古里小学校が東京都からオリンピック・パラリンピック推進校に指定をされ、オリンピックとしてアトランタオリンピックの体操選手でありました田中光氏を迎え、すこやかキッズスポーツ塾として、子どもたちにマット運動を指導していただきましたが、現在、東京都教育庁が進めております東京のオリンピッ

ク・パラリンピック教育を考える有識者会議、中間のまとめの中では、児童・生徒一人ひとりの心と体に人生の糧となるかけがえのないレガシーを形成することをオリンピック・パラリンピック教育が目指す人間像として、平成 28 年度から東京都の全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を展開していこうとする予定としております。

このように 2020 年競技大会の開催に向け、オール東京で取り組んでいくという方向性の中、今後も拡充されるであろう区市町村支援事業を教育委員会としても有効に活用していきたいと考えておりますが、現在、町では来年度予算の査定中でもあり、企画財政課を中心に、教育関係に限らず、福祉関係、観光産業関係等、町全体の事業の中で機運醸成の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にありましたパラリンピックの正式種目でもあるボッチャですが、平成 26 年度に町のスポーツ推進委員がボッチャ競技を推進している瑞穂町に研修指導を依頼をしまして、瑞穂町中央体育館におきまして研修会を実施していただきました。今年度はボッチャの用具を 2 セット購入しまして、スポーツ推進委員会定例会の中でルール確認等の勉強会を行っているところでございます。今後、子どもたちから高齢者及び障害者の方まで、誰でもできるニュースポーツとして、小学生の放課後スポーツ教室や町の方を対象にした健康づくり教室などで活用してまいりたいと考えております。

次に、3 点目のご質問、町制 60 周年記念・60 キロウオークを検証するについての一般質問にお答え申し上げます。

平成 25 年 12 月でございます。一般社団法人日本ウオーキング協会、NPO 法人 F I L D O F D R E A M S 及び株式会社アクティブ・アンド・スポーツの役員の方が来庁されまして、ウオーキングの啓発・普及と参加者の健康維持増進を図り、あわせて奥多摩町の観光促進、緑の保全等に寄与するため 100 キロウオークを開催したらどうかというご提案をいただきました。

これを受けまして、実施の有無、実施時期、コース設定、実施主体、セラピーウオークや歩く大会など、既存事業との整合、予算の確保等について、副町長、教育長、企画財政課、観光産業課、教育課の関係職員で検討するように河村町長から指示があったところでございます。

検討項目が多いこと、年度末に近いことから、平成 26 年度の実施は見送りにしたところですが、翌年の平成 27 年度は町制施行 60 周年を迎えることから、平成 26 年 5 月に副町長を委員長に各課長で組織します奥多摩町町制施行 60 周年記念事業検討プロジェクトチームを設置し、各記念事業の実施について検討することになりました。そのプロジェクトの

中で、100キロウオークの実施についての議論も行われ、町内だけで100キロのコースを設定することが難しいことから、平成27年度の町制施行60周年に合わせ60キロウオークを奥多摩町と日本ウオーキング協会の共催事業として開催することを決定いたしました。実施に当たりまして、町長を実行委員長とする奥多摩町60キロウオーク実行委員会と60キロウオークの企画・運営にかかる細部事項を検討するために、町体育協会会長を運営委員長とする奥多摩町60キロウオーク運営委員会を平成26年11月に設置をし、企画概要、実施日、コース等案を検討していくことになりました。開催日は歩く大会と隔年で実施しておりました町民体育祭を1年延期することで、10月10日の土曜日から11日の日曜日の2日間とし、町民も参加しやすい15キロコースも設定をしたところでございます。

広報紙やインターネット、チラシ、新聞等によりまして周知をし、6月から正式に参加者の募集を始めましたが、募集当初はなかなか参加者が集まらず心配をしていましたが、申し込み締め切り日の9月18日が近づくと、東京都内の方を初め、関東近県の方を中心に、大変多くの方にお申し込みをいただき、60キロコースが278名、15キロコースが265名の事前申込者となりました。

60キロウオーク当日は天気予報もあいにくの雨であり、実際に11日に日付が変わるころにはお昼ごろまで雨ということで、参加者のキャンセルが心配されましたが、60キロコース、15キロコースともに258名の多くの方にご参加をいただきました。雨と寒さという悪条件の中、60キロコースは45名の方が途中リタイアし、213名の方が完歩されました。また、15キロコースにつきましては、全員の方が完歩され、大きな傷病者を出すこともなく無事に終了することができました。

ゴール会場の氷川小学校では、清流太鼓や獅子舞、おはやし等で参加者をお迎えするとともに、飲食物の出店もしていただき、奥多摩町の郷土芸能や郷土料理も楽しんでいただきました。また、各自治会や大丹波国際虹マス釣り場、奥多摩猟友会、奥多摩建設業協会など、多くの団体にご協力をいただくとともに、体育協会会員、スポーツ推進委員を初め、ボランティアの皆さんに大会スタッフとしてご協力をいただきました。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

師岡議員も言われますように、2日間にわたる事業であり、過去に余り例がない事業ということで、さまざまな部分で準備不足や不手際があったことと思いますが、職員を含め、それぞれの担当部署のスタッフの努力と機転で補っていただいたと思っております。

さて、事業終了後に参加者からいただいたご意見では、次回もぜひ参加したい。景観のよい素晴らしいコースだったので楽しかった。沿道の声援やお菓子の配布など、奥多摩の

住民の優しさに触れることができた。ゴール会場の公演内容は奥多摩の郷土を感じることができてうれしかったなど、称賛の声もいただきましたが、一方で、コース終盤の登録トレイルがづらい。ウオークではなくて山のぼりだ。コースを案内するスタッフが少ない。暗くて夜間の案内標識が見にくい。コースマップが読みづらいなどのご意見もいただいたところでございます。

町では、これらの参加者の意見にスタッフとして協力しました各職員から、問題点、課題、改善点などの意見を集め、それらを参考資料として、11月16日に町制施行60周年記念事業検討プロジェクト会議を開催し、60キロウオークの検証を行ったところでございます。

プロジェクト会議の検討の結果、奥多摩町の国道には歩道がない場所や狭い場所が多く、特にいこいの道など、夜間に歩行させるには非常に危険が伴うこと、奥多摩町の立地条件から60キロは長く、特に先頭の方と最終の方のゴール時間の差が8時間を超え、管理が難しいこと。夜間出発なので宿泊などの経済効果も薄いことなどから、毎年同様の内容で実施することは困難であり、60キロウオークは今年度の60周年記念事業として終了することに決定をしております。

しかしながら、ウォーキングは人気があることから、今回の60キロウオークの経験を踏まえ、隔年で実施しています歩く大会の実施方法を見直し、朝スタートして夕方までにゴールすることで、1日をかけて奥多摩のすばらしい景色を堪能できる30キロ以内のコースで町外からも多くの方の参加が見込まれることから、広く町内外に募集する方法で実施すればと考えております。なお、60キロウオークのコースの一部として、奥多摩むかし道を新日本歩く道紀行100選、森の道に申請をしておりましたが、9月30日付で認定となりましたので、今後は新日本歩く道紀行100選運営委員会とも連携をしまして、コースのPRをしていただくことで、まちの観光振興にもつなげていきたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 師岡伸公議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（師岡 伸公君） それでは1つ、再質問になるかどうかわかりませんが、Iターン、Uターンの項目の中で、今日は少しちょっと細かな質問になってしまいましたけれども、今後、私たち町民が、行政当局が観光客の皆さん、それから移住希望者、Uターン、Iターン、そういう皆様に対してどういう気持ちでウエルカムの姿勢をあらわしていくのか。どのように町全体にそういう機運をやっぱり醸成して、私たちの町がこれから少しずつ人口増なり活気を呈するというふうなことに対応していくかというちょっと精神論になってしまいますが、何がこれから私たちにとって気持ちをつくっていく上に大切な

のか。このあたりをちょっと非常に抽象的な質問なんですけど、どなた様か答えていただければありがたいかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（須崎 眞君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 10 番、師岡議員さんの再質問にお答えします。

なかなかご質問が、内容が、気持ちというか精神面の部分でありますけれども、今、私が感じているところは、やはり若者の定住、とりわけ梅澤に第一弾の支援住宅を募集したところ、250 名を超える若者世帯から問い合わせがあって、多くの家族ぐるみで梅澤の物件を見られて、テレビや新聞にも紹介されましたけれども、その 250 名を超える方々が都市部の方々が非常に多くて、奥多摩町に住む魅力はということで聞いてみたところ、やはり都市で人がごちゃごちゃして、大きな会社がいっぱいあって人疲れしていると。できれば奥さんや子どもを連れて都心に近いこの奥多摩町に住んで、できるだけ自分の時間をつくって、畑を耕して、野菜をつくって、新鮮な野菜を家族で食べたいという方も結構おりました。ですから、我々が今後もちろん I ターン、U ターン、町外の若者が町に定住してくる場合には、気持ちも温かい気持ちで、いろいろな町の 1 年間にある行事にお呼びしたり、さらには、町内に広がりつつある遊休農地等も、これらも地主さんにお話をし、町で借りられる可能性があれば町のほうでお借りをしまして、今後は町長も職員も本気で毎年各地区に 10 戸ずつ若者住宅をつくるというふうにしておりますので、そういう方々が農業したいという意向があれば、少し地域が離れても、その遊休農地で放っておく農地があるとすれば、それを町で借りて、5 坪でも 10 坪でも 1 世帯当たり振り分けて、そこで奥多摩町に住んで農業もやって、そこでまた集まる、いわゆる移住の若者だとか、そこで初めて知り合って野菜の交換をしたり、友達の出ができたり、そういった地域ぐるみでアイデアを使いながら、おもてなしというのはお客さんにするものですが、みんなで明るい奥多摩町をそういった形でもつくっていけるのかなというふうに考えております。

今後、まだまだ海澤に 9 戸、小丹波に今年 8 戸、来年 4 戸、12 戸つくりましますけれども、それ以降も 5 駅周辺には通勤ゾーンですから、自治会長さんや地元の方々にもお力添えをいただきながら、土地を確保していきながら、若い地域を今後 1 つでも 2 つでもつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） ありがとうございます。師岡議員がおっしゃることは非常に大切だなというふうに私は思っております。それはなぜかというと、ただ単に行政がやる、あるいは地域がやるということだけではなくて、町民全体、あるいは地域全体が来てくれ

る人をどうお迎えして、一緒になってこの地域の中で住んでいくか。それは同じ共通のものを持ちながらお互いに住んでいくということだと思います。そういう意味では、今回のいなか暮らし住宅、練馬区から橋本さんというご夫婦が来ていただきました。子どもさんが4人おられます。早速、そういう状況が決まった段階で、梅澤地区で梅女会という女性が、その来た人たちをどうやってお迎えし、またサポートしていくかという会を立ち上げていただきました。12月の5日でございますけれども、その人を呼んでクリスマス会が開かれるので町長も出てこいということで行ってまいりました。約50名の方がお集まりになって、その企画運営をしたのが女性なんですね。梅澤の女性の皆さんでした。お寺でコンサートをやったんですけれども、その中でもう1つ感心したのは、女性が企画したときに、お互いに人間的なつながりの中で、若干のプロだそうなんですけれども、弾き語りの女性を連れてきていただいて、すばらしいコンサートができました。そういう意味では、行政だけで考えるのではなくて、あるいは、地域の部分のそういう持っている力といいますか、地域の一人一人の住民の皆さんが持っている力というのは、すばらしいなというふうに思っておりますので、ぜひ、行政だけでは一定の部分しかできませんので、大勢の人たちがそういう気持ちを持ちながら、町に来る人たちをお迎えをする。あるいは、また今後においては、若者住宅については、地域のしきたり、あるいは地域のお互いに住む約束事、そういうことが非常に重要になってくると思います。それで、それをやりながら、なじんでいただく、子育てをしていただくということは、僕は必要だと思っておりますので、ぜひ、議員の皆様もそういう観点から、各地域と連携をとりながら、非常にいい形の梅女会という会ができておりますので、参考にしながら、ご協力、ご指導を賜ればありがたいなというふうに思います。特に、もうそうなると、もう何をやるかじゃなくて、精神的な問題。理屈の問題じゃなくて、人と人の触れ合いの問題でありますから、そういうものが一体となっこそ、初めて、この町に来てよかった。あるいは、この町で子育てをしてよかったというふうになるのではないかなと。そういうまでには少し時間がかかるとは思いますけれども、みんなでそういう気持ちでやっていただければ、私としては、基礎だけはつくりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 以上で10番、師岡伸公議員の一般質問は終わります。

次に、8番、原島幸次議員。

○8番（原島 幸次君） 8番、原島幸次でございます。それでは、1点だけ質問させていただきます。町道、林道の維持管理と冬期道路凍結対策についてご質問させていただきます。

奥多摩町のセラピーロードに認定されている、むかし道などは、多くの観光客が訪れますが、道路わきの草が繁茂し、美しい奥多摩に来た観光客は、がっかりしていると思います。また、秋には、紅葉するもみじなども、雑木などに負けて本来の紅葉を見えない箇所が多々、多く見受けられます。不要な雑木は伐採し景観をよくすることで、奥多摩へ来てよかった、また来たいと思うようなお客様が増えるような気がいたします。

また、町道や林道では、草が繁茂し交通の支障となり、交通事故が起きる危険性があることのほか、不法投棄などの温床にもなりかねません。そのため、ロードの草刈りや雑木の処理を定期的実施されるようお願いいたします。

また、道路南側の立木の影響で、冬期道路の凍結など危険のほか、下水道工事で、以前はコンクリート舗装をされ滑りどめされていたものが、アスファルト舗装にかわり、滑りどめ対策がなく、冬場、凍結事故の危険性があり、住民からも安全対応について望まれている道路も多々ございます。

そこで、町道、林道の環境整備についてお伺いいたします。1、町道や林道、セラピーロードなどの雑草、雑木の問題に対してどのように検討し、今後、対応をされるのでしょうか。

2番目に、以前、冬季凍結道路の対策で、町道の立木を伐採した経緯がありますが、まだ冬季路面凍結道路などの危険な道路は何路線あるのでしょうか。また、今後の計画や、町から住民に危険な道路の周知を行っているのでしょうか。町道の舗装変更に伴い、冬期の交通事故の危険性に対し、改善や検討をされているのでしょうか。その3点について、ご所見をお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 8番、原島幸次議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、町の道路の現況について申し上げます。町が管理している道路は、334路線、延長で223キロメートルに及び、また、町道とは別に林道が25路線、その他作業道が4路線の計29路線でございます。町の各種道路の日常の管理につきましては、東京都の10分の1を占める広大な行政面積を持つ町にとって大変な業務でもあり、町における維持管理のほか、各自治会における一斉清掃や、美化活動の際にも身近な生活道路のごみ拾いや、草刈り作業をしていただき、大変感謝を申し上げるところでございます。

近年は、住民の減少や高齢化に伴い、これら協力をいただける清掃活動も大変になり、ごみの投棄や草の繁茂が見受けられ、また林業の不振から杉やヒノキ、雑木が成長して、

道路や民家を日陰にするなど、その対応に苦慮しているところであります。

町でも、東京都のように専門の職員と車両を配置して、日常的に清掃パトロール等ができればよいのですが、町の規模から、あるいは、路線の多さ等も含め、これらの対応もできず、地域によっては、議員が申されるような大変なご迷惑をかけているというふうに思っております。その指摘されました部分につきましては、関係地主等のご同意をいただきながら雑木等の除去に努め、景観を保持してまいりたいと考えております。

また、立木による日陰等対策につきましては、従前からあります日照確保対策事業により、自治会のご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「路面凍結する危険な道路は何カ所あるのか、また住民に周知を行っているか」についてでございますが、先ほど申し上げましたように、町には町道だけでも334路線もあり、特に冬場にあっては、日当たりのよいと言われる地域にあっても路面は凍結しておりますし、そういう意味では、町全体の道路が凍結の危険性がございます。

このようなことから、町では各自治会にお願いを申し上げまして、毎年、凍結防止剤を配付して、凍結によるスリップ事故等の防止に努めているところでございます。

次に、3点目の下水道工事に伴う舗装変更についての危険性についてですが、町の下水道工事に伴い、従前はVカットのコンクリート舗装であったものが、アスファルト舗装に変更になった件につきましては、地域によってはコンクリート舗装等により、その養生のため、二日から三日間の通行どめをすることで、日常生活に支障を来すという理由から、アスファルト舗装に変更した箇所がございます。

また、アスファルト舗装に変更した箇所につきましては、滑りどめに効果のある開粒アスファルトを使用したり、場所によっては、さらにアスファルトの表面にノンスリップ加工をしている箇所もありますので、今後もそのような対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

議員からは、町の道路の管理についてご質問いただきましたが、今後も住民皆様の身近な生活道路の維持管理につきましては、日常生活に支障のないように対応してまいりますと同時に、場所によってはシルバー人材センター等の力をかりながら、清掃業務等をお願いするなど、いろんな手を打ちながら、今後、その保持、あるいは迷惑のかからないよう、最小限の手当てをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（須崎 眞君） 原島幸次議員、再質問はありますか。

○8番（原島 幸次君） 1点だけ再質問をさせていただきます。広大な面積を有する当町においては、維持管理が非常に大変にご苦労されていることと思います。危険性を除去

するためにも、非常に財政が厳しい奥多摩ではありますが、維持管理費が不足する場合がございます。その場合、増額予算要求ができるものなのかどうか、あるいは、ぜひ、していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 8番、原島幸次議員の再質問にお答えをします。今現在、答弁の中にも、334路線、総延長が223キロを管理している状況でございます。その中には、毎年、PTA、自治会より要望等がございまして、毎年100件以上の要望が出されている状況であります。

こうした状況の中から、道路の整備につきましては、安全確保を図るために、毎年、危険度を勘案しまして、約60路線の維持管理をしております。維持管理費につきましては、順次計画的にやっておりますが、その中で予算的な問題が出ましたら、補正のほうを随時財政のほうにお願いしている状況でございます。

○8番（原島 幸次君） はい。わかりました。財政が厳しい町ではありますが、有効活用をするようなことを考えていただきたいと思います。

どうも、質問、ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、8番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時00分から再開いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に9番、村木征一議員。

○9番（村木 征一君） それでは、私は1件ご質問をさせていただきます。件名でございますけれども、役場庁舎の外壁の塗装についてでございます。

現役場庁舎は、奥多摩工業株式会社社屋を町でいただき、中央玄関部分から住民課側に一部増築をいたしまして、昭和59年5月、新庁舎が完成をいたしまして、業務を開始いたしました。完成以来三十数年が経過しておりますが、この間、建物の外壁塗装工事も行っ

ておると思いますが、塗装の老朽化が目につくようになりました。汚れのひどいのは、庁舎裏側の部分、周慶院側でございますけれども、旧建物の部分が真っ黒に汚れているのが、特に目立つようになっております。庁舎は町の顔であります。住民皆さんが毎日利用する施設であることや、観光客が多く訪れる奥多摩駅前にあることから、多くの人目に触れる建物でございます。

町では、公共施設の増改築や修繕につきましては、計画的に整備をしているところでございますけれども、庁舎の外壁塗装について計画はあるのかどうか、また、あるとすれば何年先に予定をしているのか、町長のご所見を伺います。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 9番、村木征一議員の役場庁舎の外壁の塗装についての一般質問にお答え申し上げます。

役場庁舎の南側につきましては、奥多摩工業株式会社の社屋として昭和40年に建設され、その後、役場庁舎として改良を加え現在に至っております。また、庁舎北側につきましては、昭和59年に新たに建設したものであります。役場庁舎につきましては、既に30年が経過し、老朽化に伴う雨漏れなども目立つようになり、屋上の防水工事を中心に維持補修工事を実施してまいりました。

また、外壁塗装につきましては、平成18年度に、庁舎南側の道路側を中心に施工しましたが、当初は、庁舎南側の川側も含め、全ての面の塗装も考えましたが、施工するには大規模な足場の設置が必要となり、費用も多額になることから、最小限にとどめたところでございます。

現在役場庁舎につきましては、維持管理をしながら、老朽化した庁舎を今後どのようにしていくかの検討も始めております。第5期奥多摩町長期総合計画の中でも、役場本庁舎の機能強化として、役場本庁舎の耐震化の検討、役場本庁舎の建設、公共施設への移転等を計画に掲げております。

初めに、役場庁舎の耐震化でございますが、平成25年度に、庁舎南側の耐震診断を実施いたしました。国土交通省が監修する官庁施設の総合耐震計画基準では、一般庁舎等に求められる構造耐震判定数値は0.6であり、災害時の避難施設や防災拠点となる建物は0.75とされております。このため、役場本庁舎につきましては、災害の時点で災害対策本部を設置するというような重要な任務もございまして、0.75以上が必要となりますが、調査の結果では、現在の判定値は基準を下回る結果となりました。大規模地震の際には、倒壊

の危険性があると判断されたところであります。

このため、役場庁舎は、住民生活にかかわる多くの機能や、情報が存在し、大規模地震の際には、それらを守ることや、役場機能を維持し、防災拠点としての役割を果たす必要があります。災害時の住民の安全安心を守るための防災拠点として、対策を講じる必要があることから、内部で役場庁舎のあり方について検討を始めており、長期総合計画にも位置づけたところであります。

庁舎の建設につきましては、用地の問題や、国や都からの補助金は一切ございません。したがって、建設をする場合には、自前で財源対策をしなければならないという状況でございますので、今の状況等を踏まえながら、使えるだけ使っていく、最終的には目標である耐震化の庁舎をつくるというところに持っていきたいと。その間には、塗装の問題、あるいは、仮庁舎の問題等、いろんな問題が発生いたしますけれども、そういう問題等々を含めて、今後検討するために、平成 27 年度から庁舎建設基金として、毎年 1 億円積み立てることにいたしました。10 年間で 10 億円を積み立てる予定でございますけれども、今後の役場庁舎のあり方につきましては、さまざまな角度から検討すると同時に、この財源対策をどうするかという大きな問題をクリアして、住民に安全で安心してもらえる拠点施設として、また町の顔としての庁舎をするまでの間、しばらくの間、できるだけ費用をかけないでいきたいというふうに思っております。

今後の役場庁舎のあり方、あるいは財源対策等々を含めて、今そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 村木征一議員、再質問はありますか。

○9 番（村木 征一君） 再質問はございません。終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、9 番、村木征一議員の一般質問は終わります。

次に、11 番、酒井正利議員。

○11 番（酒井 正利君） 町道小河内峰谷線の道路改修についてお伺いをいたします。

町道小河内峰谷線の道路につきまして、舗装の傷みが激しく、亀裂や凹凸が多く箇所で見られます。また下水道等のマンホールや、横断排水口の場所での舗装との段差があり、除雪機械による除雪時にマンホールに衝突する事故も発生しており、機体に損傷を受け、修理するまで機械が稼働できないときもありました。このことから計画的に舗装及び、のり面の保護を含んだ改修を実施し、安全な通行を確保してもらいたいと考えますが、所見を伺います。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 11 番、酒井正利議員の一般質問にお答え申し上げます。

町道小河内峰谷線は、国道 411 号線の峰谷橋手前の入り口から三澤橋まで、延長 4,000 メートル、幅員 3.6 メートルの道路であり、町が管理している町道の中でも最も長い路線であります。と同時に、バス路線でもあります。この町道につきましては、今までに燧岩橋付近のバスが通れるような、あるいは大型のバスが交換できるような視距改良を含めて、長年にわたって改良を重ねてまいりました。

平成 9 年度には、下水道事業により清流荘付近まで管渠工事を実施して、舗装の打ちかえ工事を行っておりますが、工事から十数年が経過していることや、町内でも有数の寒冷地であるため、霜や雪の影響により地盤が緩むなど、舗装の傷みが激しく、亀裂や凹凸の箇所も見受けられるのは事実でございます。

このようなことから、交通に支障がある箇所につきましては、町の職員により補修工事を行い、傷みの激しい箇所につきましては、補修作業を業者に委託するなどして、管理に努めてまいりました。しかし、議員からご指摘がありましたように、下水道工事に伴い、マンホールを 51 カ所設置していることや、水道関係のマンホールも点在していることから、マンホールと舗装面とに段差もあり、全面舗装の必要性があるというふうに考えております。

今後におきましては、水道事業者である東京都水道局とも協議を行った上で、国道入り口からの全面舗装に向けまして対応してまいりたいと考えております。

町道に関しましては、先ほど 8 番、原島幸次議員からも町道の現況や、その管理についてご質問いただきましたが、町としましても住民の高齢化が進む中、段差がなく、安全で安心して利用できる道路の維持管理について、引き続き、行ってまいりたいというふうに思っております。特に、峰谷地域、411 号線から小河内峰谷線につきましては、地域の皆さんにとっては、重要な足の道路であります。そういう点で、高齢化をした部分であると同時に、一昨年 of 雪の問題等を含めて、いろんな意味で地域の皆様方にご迷惑をかけないように、ホイールローダーの現地の設置であるとか、小河内振興財団に対する委託をして、除雪作業であるとかそういうことも含めてやってきております。

いずれにいたしましても、もう年数がたっているものですから、道路の舗装については、ご質問にありますように、至急に検討し、実行していくつもりでおりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 酒井正利議員、再質問はありますか。どうぞ。

○11 番（酒井 正利君） ありがとうございます。計画してくれるということですけど

も。とりあえずはその段差の箇所が悪いところは、とりあえず五、六カ所あるんですけども、その辺は、早急にその周辺だけの取りつけを考えていただけないでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 11番、酒井正利議員の再質問にお答えします。

うちのほうでも、峰谷線につきましては調査をしております。段差の箇所につきましては、早急に対応していきたいと考えております。今現在、舗装の亀裂が入った部分や凹凸のある部分については、今、整備をしている最中でございます。

また、今月の22日に夜間工事になりますが、一部分につきましては、全面的な補修の打ちかえ工事を予定しておりますので、それも含めまして今後また検討してまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○11番（酒井 正利君） ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で11番、酒井正利議員の一般質問は終わります。

次に、6番。宮野亨議員。

○6番（宮野 亨君） はい議長。6番、宮野亨でございます。私のほうから、一つだけ質問をさせていただきます。高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度導入を、内容につきまして。

現在、町の高齢化率は47.8%となっており、町の将来人口推計によると、超高齢化が進行し、10年後には49.9%となる町に対し、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要と考えます。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや、社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があります。

そこで、現在、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして大いに期待される取り組みを推進している自治体、稲城市、荒川区、八王子市などがあります。

現在、各自治体で進められているものには、高齢者の介護支援ボランティアと呼ばれているもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等のボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて、商品と交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。その際、財源としては、自治体の裁量によ

り、地域支援事業交付金を活用している市もあります。

また、厚生省によると、社会参加と介護予防効果の関係について、スポーツ・ボランティア・趣味関係のグループ等への社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や認知症やうつ病のリスクが低い傾向が見られるとの報告がありました。

以上のことから、町としても、高齢者のボランティア地域活動のポイント制度の導入を考えていただきたい。町のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 6番、宮野亨議員の高齢者のボランティア（地域活動）ポイント制度導入をの一般質問にお答え申し上げます。

宮野議員からは、平成24年第3回定例会において、同様の趣旨の「介護支援ボランティア制度の導入を」という内容のご質問をいただいておりますので、含めて答弁をさせていただきます。

まず、介護ボランティア制度についてですが、原則として65歳以上の高齢者が、市町村の指定した特別養護老人ホームなどで、できる範囲でボランティア活動をした場合、これをポイントとしてためておき、翌年度以降、現金に換金し、自分の介護保険料や介護サービスの支払いに充てられるという制度で、平成19年9月から東京都稲城市で始められたものであります。

その後、全国の自治体で導入されております。平成26年度に行われた東京都による事業実施状況調査によりますと、区部では14区で、市町村部では10市で実施されており、ほとんどが地域支援事業を財源として行っております。近隣の自治体では、福生市及びあきる野市で実施されており、いずれも地域支援事業の中で実施されておりますが、実態をお聞きすると、ボランティア活動に従事する高齢者が、なかなか増えないのが課題であるというふうに伺っております。

この制度の目的は、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献をすることを積極的に勧奨・支援することにより、高齢者自身の社会参加を促し、介護予防につなげていくというもので、高齢者の社会参加や、健康、生きがいづくりに取り組むインセンティブとしての効果が期待されるだけでなく、介護予防の推進にもなり、また、高齢者が住みなれた地域で積極的に活躍されることにより、地域の力を高め、誰もが安心して暮らせることができるまちづくりにつながるものと言えます。

この制度の運用に当たっては、介護支援ボランティアの受け入れ機関の確保や、介護ボ

ランティアと活動の場のマッチング、ボランティアポイントの管理など、これらをコーディネートする役割が重要となっております。

町では、社会福祉協議会において、ボランティアセンターが設置されていること。また、新たに「地域ささえあいボランティア事業」を創設し、そのコーディネートを委託して、積極的に事業を推進していることから、介護支援ボランティアポイント制度の実施に当たりましては、社会福祉協議会との連携が必要不可欠となります。ご質問に対する答弁の際には、町では、このボランティアポイント制度を実施する場合の財源となる、地域支援事業について、この制度を実施するよりも、介護予防事業を充実させていくことで、要介護認定に至る高齢者をできるだけ減らしていくことで、介護給付費の抑制につなげることを重点事項としていることを申し上げてまいりました。

現在、在宅の高齢者で、要介護認定を受けていないものの、より要介護になるリスクの高い高齢者に対して、介護予防デイサービスによる閉じこもり予防、運動機械による機能向上、配食サービスによる低栄養改善と安否確認を行っているところであります。

平成 26 年 6 月 25 日に公布された医療・介護総合確保推進法において、介護保険法も改正され、その中で、介護予防、日常生活支援総合事業についてのガイドラインが示されました。この新しい総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民皆様などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する、効果的、かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするのであります。住民皆様などの多様な主体とは、地域の実情をよく知っている住民の皆さん、NPO 団体、ボランティア団体などにより、要支援高齢者に対する生活支援サービスが切れ目なく継続されることであり、地域主体であれば、地域の皆さんが参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動が実施できるものであります。

こうした生活支援サービスは、例えば、住民ボランティアによるごみ出し等から、NPO や民間事業者等による掃除や洗濯など、支援の担い手ごとに多様な単価が設定され、住民主体のサービスであれば、より低廉な単価の設定も可能であり、利用する側にとっても利用しやすいものとなります。これは、支援する側と支援される側という一方的な関係ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できることになり、支援する側にとっても自分の能力に応じた柔軟な支援により、元気高齢者がそのまま認定に至ることなく、元気に地域貢献ができるといったさまざまなメリットが考えられます。この新しい総合事業は、全国の市町村で平成 29 年 4 月までに実施することが義務づけられておりますので、町では平成 29 年 4 月からの実施を考えているところであります。

介護支援ボランティア制度の導入につきましても、ただいま申し上げました新しい総合事業の中に導入をすることも可能であると示されたことから、冒頭に申し上げました近隣自治体で課題となっているボランティア従事者の確保も含めて、町が新しい総合事業の実施を考えている平成 29 年 4 月に向けて新しい総合事業として、一体的かつ総合的に事業内容や制度設計の検討を行い、導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（須崎 眞君） 宮野亨議員、再質問はありますか。

○6 番（宮野 亨君） 私のほうからは再質問ございません。しっかりと検討のほうよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で 6 番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に 3 番、清水明議員。

○3 番（清水 明君） 3 番、清水明でございます。1 件、質問をさせていただきます。

12 月に入りまして、鳩ノ巣駅周辺は閑散としてまいりました。繁忙期には、ハイカーや登山客等にぎわい、駅舎の床に座り、あるいは、奥多摩斎場の軒下に陣取って休憩する姿をよく見かけます。駅前の公園にベンチが設置されていないことにも原因があるように思われます。来遊者がゆったり、奥多摩の時間を堪能できるようなベンチを公園に設置してはいかがでしょうか。あわせて、簡易な構造の店舗を併設して貸し出し、来遊者へのサービスの提供と、駅前の活性化を図ってはいかがでしょうか。

次に、町営無料駐車場についてお伺いいたします。観光シーズン中は、よく満車になり、駐車をあきらめて引き返す車や、すれ違いにも苦勞する車をよく見かけます。終日駐車する登山者や、私有地に無断駐車する登山者も見かけます。車の通路と駐車位置を区画することや、周辺の空き駐車場の活用を図ってはいかがでしょうか。

次に、はとのす荘周辺の整備についてお伺いいたします。はとのす荘は、奥多摩のこれからの観光のあり方を示すものと理解をしております。そして、鳩ノ巣溪谷にあって、よりその価値が評価されるものとも考えております。この溪谷の造形美、文化的価値等を有効利用することは、滞在型観光の面からも重要と考えております。はとのす荘周辺及び、はとのす荘へのアクセスを含めた今後の整備について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 3 番、清水明議員の一般質問にお答えを申し上げます。

町は、昭和 30 年、古里村・氷川町・小河内村が合併し、本年は町制施行 60 周年を迎え

ました。町は、合併当初から観光立町を標榜して、町営施設であるキャンプ場、溪流釣場、もえぎの湯、はとのす荘、森林セラピーなどの観光施設を整備するとともに、観光客の誘致のために、パンフレットやポスターなどを作成し、また、町外においてもさまざまなイベントに参加して、大いに奥多摩観光をアピールしてまいりました。

その結果、現在では、休日の奥多摩駅には、今まで見たことのないほどの観光客であふれ、観光地として確かな手ごたえを感じているところでございます。最近、5年間の奥多摩駅の乗降客を見ますと、年々増えているという状況でございます。このような状況でございますので、さらなる観光振興に向けて取り組んでいかなければならないと感じているところでございます。

議員からは、はとのす荘周辺の観光施設整備についてご質問いただきましたが、はとのす荘周辺は、奥多摩観光の原点とも言われる場所であります。昭和32年に小河内ダムが完成して、多くの観光客が小河内ダムを訪れていただきました。当時は、自家用車のない時代でありましたので、観光客は、電車、バスを乗り継ぎ、ダム観光を楽しんでおりました。

このため、観光客の多くは日帰りができず、国民宿舎として昭和35年に完成した鳩ノ巣荘、あるいは、今はもうなくなってしまいましたけれども、紫苑荘。現在ある観光荘という三つの町営の国民宿舎を建設いたしました。さらには、それに伴い、いろんところで民宿が始まったのがこの時期でございます。

そのような状況の中でございますけれども、旧鳩ノ巣、旧一心亭など、多くの、当時としては鳩ノ巣で宿泊をしていただき、休日は観光客でにぎわった時期があり、また溪谷美を含めて、非常に多くの人に親しんでいただいたというのが実態でございます。

起伏に富んだ溪谷が美しく、また、旧一心亭の近くにある双竜の滝や水神様なども身近で見られることから、観光客には人気のスポットとなっておるのは承知をしております。秋の紅葉の時期には、落葉広葉樹が、錦繡の帯のように谷に沿って伸び、町を代表する紅葉スポットとして、町の観光ポスターにもたびたび登場しております有名な溪谷であります。

1点目の鳩ノ巣駅前の広場にベンチを設置し、公園として活用するとともに、簡易店舗を併設し、来遊者のサービス向上と駅前の活性化を図っては、とのご質問でございます。この場所につきましては、以前は六角形のログハウス風の小屋がございました。これは、町身体障害者福祉協会が、当時の奥多摩町森林組合から借り受けたもので、その後、町が森林組合から建物の無償譲渡を受け、新たに町と身体障害者福祉協会とで建物使用貸借契約を締結し、ふれあいの店として、お土産や飲み物などの販売を行っていただきました。

しかし、時代の移り変わりとともに、運営するスタッフもいなくなり、長い間、戸閉の状態となっておりましたが、あるとき、この小屋でボヤ騒ぎが発生したため、棚沢自治会から小屋の取り壊しと、水道水栓の廃止の要望が町に提出されました。町と自治会との協議により、町の費用で小屋の解体と園地を整地しましたが、その後、園地の利用が未確定のため、ベンチや遊具等の固定用具は設置しないことで合意し、現在に至っている状況でございます。

鳩ノ巣駅前の広場につきましては、町としても、今のところ具体的な活用計画はございませんが、今後、地元の自治会等から、地域の活性化のためにテントショップなどを展開したい、また改めて、園地化したいなどの要望があれば、前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、町営鳩ノ巣駐車場に駐車位置の区画線を引き、あわせて、周辺の空き駐車場の活用を図っては、とのご質問でございます。鳩ノ巣駐車場は、主に鳩ノ巣溪谷へ訪れる観光客や周辺の飲食店、宿泊施設等に宿泊される方々に利用されておりますが、駐車場以外にも、地元はこれまで盆踊りやほたる祭りなどの会場として多目的に利用されております。駐車場の区画線につきましては、平成5年にインターロッキングブロックによる舗装を行い、その際、道路部分と駐車場部分がわかるように、ブロックの色を変えて区画線を引いたところでもあります。

現状の鳩ノ巣駐車場につきましては、休日には満車状態となり、進入路とわかっていても、道路わきに駐車をしてしまう車両が後を絶たない状況で、ピーク時には後から後から車両が進入していくことから、上にも行けず、戻ることもできない車両が錯綜している状況にあります。

このようなことから、利用者は、道路と駐車場部分の区画がわからないから、道路部分に駐車してしまうということではなく、駐車場の容量以上の車両が進入することから、道路とわかっていても駐車してしまうという状況ではないかというふうに思います。鳩ノ巣駐車場の場合は、マイクロバスや大型バスも駐車することから、駐車場の場内については、乗用車用、バス用等の区画線を入れることで、バス用区画が1日あいてしまう。また、乗用車区画があいていてバスをとめられるが、乗用車区画なのでバスが帰ってしまうなどの弊害も生じるとおられますので、駐車場の場内については、区画線や通路部分の線引きはしないほうがよいと思われます。

町営鳩ノ巣駐車場につきましては、町に訪れる観光客が年々増加する中、車利用の観光客も、当然に増加していることと思っておりますので、町に寄附をしていただいた周辺の土地を

観光用駐車場等に整備するなどして、一人でも多くの観光客に来ていただくこと。周辺の飲食店や宿泊施設等に経済的効果が波及できるよう、今後対応してまいりたいというふうに思っております。

鳩ノ巣駐車場につきましては、以前から、個人的に利用している者がいる、放置車両があるなどの苦情が町に寄せられていたことから、役場駐車場の有料化に伴い、鳩ノ巣駐車場についても有料化の検討を行いました。有料化することで地元商店の売りに影響する、ほたる祭りなどの会場としているため、駐車場に段差があっては困るという意見もあり、引き続き無料駐車場として利用をいただいている状況でございます。

鳩ノ巣駐車場につきましては、今年5月の多摩川南岸道路城山工区の開通に伴い、鳩ノ巣地域の観光客が減少するおそれもあることから、鳩ノ巣観光のより一層の振興のために、鳩ノ巣駐車場に誘導する案内看板等の整備も、あわせて検討してまいりたいと思います。

次に、はとのす荘周辺の今後の整備の考え方についてでございます。先ほど5番、石田芳英議員の一般質問にもお答えいたしました。はとのす荘はすばらしい溪谷や滝、そして紅葉の美しさに加え、森林セラピーロードに認定されている鳩ノ巣溪谷遊歩道の玄関口でもありますので、これらすばらしい自然環境を壊すことなく、今よりもさらに多くの観光客に来てもらえるような整備計画を策定し、より一層、鳩ノ巣観光が振興のできるように努めてまいりたいと思います。

議員からご質問がありました3点につきましては、これはいずれも観光をしている事業者の皆さん、また、そこに住んでいる住民の皆さんとの利害関係と申しますか、そういうものが過去に検討したときにあったようでございますので、そういうことを十分に踏まえながら、地元の意向等を踏まえて、今後の検討、あるいは計画、実行、そういう手順を図ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（須崎 眞君） 清水明議員、再質問はありますか。

○3番（清水 明君） 町長の詳細なご答弁どうもありがとうございました。お礼を申し上げます。

この鳩ノ巣溪谷につきましては、非常に古い地層が確認されておりますので、その形成過程も含めた開設展示をするとか、癒しをテーマにしたもの、あるいは木材生産地として繁栄したかつての姿、森林再生事業や森林保全事業といった、現在の問題も開設展示し、景観を損なわない範囲で野外博物館的な空間を演出することは、滞在型、滞留型の観光の一つの仕組みとして考えられるのではないのでしょうか。この点につきまして、再度お伺いいたします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3番、清水明議員の再質問に対しまして、お答えをさせていただきますと思います。

鳩ノ巣溪谷周辺につきましては、ただいま町長からお話をさせていただいたとおり、私も、非常に景観のすぐれた場所ということで、この周辺の計画につきましてでございますけれども、滝や溪谷、そして今議員のほうからは、地理・地形ですとか地質、歴史文化と、こういったもののお話をされましたが、そういったさまざまな地域の資源と、こういったものを生かしながら、また、訪れる方のニーズがどういうところにあるのかというようなことを、さまざまな角度から検討した上で、来年度からこういった計画を立てて整備するのがいいかというような検討に入らせていただきたいというふうに考えております。

なお、森林再生事業につきましては、この、今ご質問いただいた場所のちょうど対岸側にございまして、間伐だけではなくて、その景観整備という点から、町の森林保安員のほうで枝打ち事業も全面的にあわせて行いまして、美観づくりに努めているところですので、今後、この周辺につきましては、そういった今申し上げたようなさまざまな資源を生かしながら、滞在時間を長く過ごしていただき、最終的には宿泊観光につながるような整備にしていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（清水 明君） 終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で3番、清水明議員の一般質問は終わります。

次に、1番、大澤由香里議員。

○1番（大澤由香里君） 1番、日本共産党の大澤由香里です。

私は、選挙の中で、高齢者の医療費助成制度の導入と、足の確保を公約として掲げました。多くの方が共感してくださり、ぜひ実現してほしい、との期待を受けて議会に押し上げていただけました。つきましては、町民の皆さんの声を代表して、質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢者の医療費助成制度についての質問です。70歳から74歳までの医療費窓口負担が、今年4月より1割から2割に引き上げられ、消費税増税や年金の連続削減、国民健康保険料や介護保険料の値上げという国政のもと、高齢者にとって暮らしはますます厳しい状況になっています。私のもとに次のような声が寄せられました。年金は下がる一方なのに、介護保険料や国民健康保険料は上がって、生活が苦しくてしょうがない。だから定年しても働かないとやっていけない。何とかしてくれという悲痛な訴えです。

また、生活が苦しいので、具合が悪くてもできるだけ我慢して、病院代がかからないよ

うにしているという方もおられました。近隣の日の出町では、6年前から75歳以上の医療費を無料にしました。助成を受けるには、3年以上、日の出町に住んでいる住民で、特定健診を受けることが条件となっています。結果、健康づくりへの町民の意識向上と相まって、重篤になる前に医療機関にかかることで、病気の早期発見・早期治療が促進され、目に見えて医療費が抑制されています。

通告用紙に、薄くて見づらいかもしれませんがグラフを載せました。後期高齢者医療の1人当たりの年間給付額で見ると、日の出町では2010年度66万5,141円だったのが、2013年度は、64万1,158円に減っています。同時期の東京都の平均額は、2010年、80万2,538円から、2013年、83万8,965円と増え続けています。グラフからも明らかなように、日の出町は東京都より2割近く低い上に、増加が抑えられています。日の出町の75歳以上1人平均の医療費助成額で見ても、2010年度は5万2,251円だったのが、2013年度は4万9,129円です。

さらに、高齢者に、元気で長生きしてもらおうと、今年2月より70歳から74歳の自己負担2,000円を超える医療費の助成も始めました。町民からは「お金の心配をしないでいいので、我慢することなく、すぐ病院に行ける。医療費助成はありがたい」と喜ばれているそうです。

また、まちの人口は増加傾向にあると言えます。高齢者が元気な自治体は、若い世代にも魅力的です。日の出町では、若い世代の転入が増加しており、例えば0歳から9歳までの子どもは、2006年には950人しかいなかったそうですが、2014年には1,642人と、かなり増えてきています。子育て支援による効果も当然あるわけですが、親や自分の老後を考えて日の出町に引っ越してくる若い世代がいるということです。このことは、若者の定住化を図っている本町でも注目すべきことであると考えます。

奥多摩町では、先進的な子育て支援策を行っており、近隣自治体からも高い評価を受けています。その子育て支援策とあわせて、定住化促進のために若者住宅を建設していますが、せっかく若者が移住してきても、高齢になったときに、足の面でも、お金の面でも困難な状況になれば、出ていかざるを得なくなるのでは、といった懸念の声も聞かれます。平成27年3月10日の第1回奥多摩町議会定例会における町長施政方針演説にもありますように、高齢者の健康寿命を延伸し、住民皆さんが生涯を健康で安心して暮らせるバランスのとれた町として、奥多摩町を、住みたい、住み続けたいと思える、幸福度が充実したまちにするためにも、日の出町の例に倣うべきだと考えます。

この日の出町の例について、町長は、日の出町は財政力があるからできるんだとおっし

やると思いますが、奥多摩町よりも人口が少なく、財政力もそれほどない檜原村でも半額助成を始めました。全額助成が無理なら半額助成からでも始める価値はあると考えますが、いかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

次に、高齢者の外出支援サービスについて質問いたします。

高齢者が人口の約半分を占める本町では、日常生活における足の確保は大きな課題です。私のもとに、町民の方から次のような声が寄せられました。突然、足が痛くなり、急遽、奥多摩病院へ行こうとタクシーを探したが、つかまらない。バス停も遠く、仕方なく何とか歩いて病院にたどり着いた。診てもらったが、結局、帰りは松葉づえを使って帰ることになった。はて、どうやって帰ろうかと思っていたところに、ちょうど町の無料送迎バスが来た。見れば、乗客は数人しか乗っておらず、がらがら状態。渡りに船とばかりに乘せてもらえないか聞いたところ、登録していないと乗せられないと、けんもほろろに突き放された。余りに冷たい対応にがっかりした。タクシーもつかまらず、バスもちょうどよいのがなかったので、仕方なく、なれない松葉づえでよたよたしながら歩いて帰っていたら、たまたま通りがかった近所の方が乗せてくれて、そのときは助かったということです。その方は定期的に通院している方ではないので、町の無料送迎バスに登録していなかったそうです。定期的に通院していない方でも、突発的に病院にかかりたいときがあると思います。そのときに、いつでも乗せてもらえる足があれば、どんなにか心強いでしょう。

現在、町では町内全ての病院への無料送迎バスの運行を行っています。おおむね 65 歳以上の町民で事前に利用者登録をした人が利用できるサービスです。登録した人の家の前まで送り迎えをしてくれるということで、坂道の多い本町の実情に即した、きめ細かいサービスとなっていますが、先ほどの方のような例もあります。登録していない町民の方でも利用できるような、柔軟な制度にすることはできないでしょうか。答弁を求めます。

また、買い物や役場、公共施設や金融機関といった病院以外の外出支援を望む声もあります。町が無料でやってくれているヘルシ一体操にも行ってみたいが、足がないので無理。家の前まで送迎をやってくれれば行けるのにといった声や、生協があるけれども、たまには買い物に出かけたい。しかし、家からバス停までが遠く、買ったものを持って歩くことを考えると諦めてしまうといった声も寄せられました。本町では、住民同士の有償ボランティア事業として、社会福祉協議会に委託している「地域ささえあいボランティアセンター事業」があります。しかし、こういった手だてもありますよとお教えしても、町民の方にはお願いするのは抵抗があるという方もいらっしゃいます。いろいろな考え方の人がいる中で、多くの町民の利便性を高めるために、多様な交通モードの検討を含め、地域全体の

交通ネットワークを構築する必要があるのではないのでしょうか。公共交通網整備は、本来なら行政が責任を持って行う仕事と考えます。西東京バスが通らない交通空白地域、また、通っても本数が極端に少ない交通不便地域がある本町においては、町が主体となってあらゆる町民の足の確保のために町内にデマンドバスなど走らせるべきだと考えますが、いかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

最後に、公営栃久保住宅の改修問題についての質問です。

栃久保にある20戸の公営住宅は、奥多摩町の公営住宅の中で最も古く、昭和55年に設置され、35年が経過しております。居住者の方から、かなり老朽化が進み、壁がはがれたり鉄柵がさびたりしている。雨どいにはコケが生えたり、草が生えたりしている。家の中は湿気がひどく、家じゅうがカビだらけで病気になりそうだとの声が寄せられています。私は、あるお宅を見せていただきましたが、写真を撮ってきましたので見ていただければと思います。

おっしゃるとおり、玄関の雨どいにはコケや植物が生えていました。こんな感じです。1階も2階もカビがひどく、クロスはあちこちはがれていました。これが、その一部です。階段のへりが湿気ではがれ、洗濯場へのドアは両面カビだらけになってしまったので町の業者に頼んだところ、みっともないからはがしちゃえと、表面のクロスをはがして終わりだったそうです。階段のへりは、コンクリートが丸見えです。ドアも、下の板が丸見えと、見るも無残なありさまでした。ベランダの鉄柵の設置部分は劣化していました。いつ柵が外れるか、不安だと言っていました。また、天井の一部分が抜け落ちて、町の職員に見てもらったそうですが、しばらく大丈夫でしょうと言われて、結局、2年放置されたそうです。住民の中には、畳が劣化したり、壁紙がカビだらけではがれたりしても、どこまで町に言っていいものかわからなくて言い出せない方もいます。また、申告しても、予算がないからできませんと断られることが多いと言います。結果、多くの方が我慢して暮らしている状況だそうです。こういった声を受け、町に対応はどうなっているのか問い合わせました。回答は、使用者から申し出があれば、担当職員が現場を確認して、必要とあらば予算を組み、修繕をするけれども、町側から特に点検をすることはないので全戸の住居の状況把握はしていないということでした。居住者の安心、安全な生活を守るために、定期的な点検制度を設け、計画的に改修、改善していくのが管理運営する町としての責任ではないのでしょうか。特に、この公営栃久保住宅は、すぐに点検、補修すべきだと思います。町長も、ぜひ現地をごらんになってください。本当にひどいです。町長の見解をお伺いいたします。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 1番、大澤由香里議員の一般質問についてお答え申し上げます。

初めに、高齢者の医療助成制度についてのご質問からお答え申し上げます。

まず、70歳から74歳までの医療費窓口負担が今年4月から1割から2割に引き上げられたことについてですが、これは平成14年10月から施行された国保法第42条により、70歳から74歳までの被保険者の一部負担金、窓口支払分について1割、そのうち現役世代並みの所得の方は2割と定められました。その後、平成18年10月から、現役所得並みの方の一部負担金が3割とされ、平成20年4月からは、一般被保険者の一部負担金が2割とされましたが、この際の臨時特例措置により、この2割に該当する方について、1割を国が負担し、直接、医療機関に支払うための要綱を定めたことにより、一般被保険者の一部負担金が1割に据え置かれたものであります。

この特例措置については、国全体で、毎年約2,000億円の予算を措置して継続してきましたが、世代間の負担の公平性の観点から、本則であります規定に戻すこととし、平成26年3月で特例措置は終了いたしました。この規定は、新たに、70歳に到達した方、具体的には昭和19年4月2日生まれの方から適用されることとされ、3月31日以前に70歳だった方については、75歳まで1割の一部負担の特例措置が継続されることとなります。ちなみに、昨年4月から現在まで70歳に到達した窓口での一部負担金が2割の方は112名であります。この方々は、それまで国保や社会保険等の医療制度の被保険者として3割の一部負担金を払って医療機関を受診されていた方ですので、70歳になってから一部負担金が減額になったこととなります。一部負担金は、保険給付の費用の一部を受診者本人が支払うもので、安易な受診、いわゆるコンビニ受診を防止するとともに、保険財政に対する負担を軽減するために設けられた制度で、国保や後期高齢者医療では定率負担となっております。

ご質問の後期高齢者医療制度の一部負担金制度についても、同様のことが言えます。後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健制度において、高齢世代と若年世代の負担が明確になっていなかったため、若年世代、主に健康保険組合、共済組合等の被保険者の負担が急増し、公費負担の増額が強く求められることから、新たに75歳以上の後期高齢者を対象に、後期高齢者の保険料を1割、現役世代、被保険者や国保からの支援を4割、国・都道府県・市町村からの公費5割を財源とする医療制度であります。この制度による保険料

徴収は市町村が担い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施することとされました。この際、高額医療費についての財政調整、保険料未納等に対する貸付、交付などは、国・都道府県による財政安定化措置が盛り込まれており、都道府県広域連合による安定的な財政運営ができるような仕組みになっております。

後期高齢者医療制度における一部負担金は1割で、世帯所得145万円以上の現役並み所得者については3割と定められております。これは、全国一律の判定基準であり、同一世帯に被保険者が二人以上いる場合には合算した所得で判定をいたします。この一部負担金は、先ほど申しあげました安易な受診を防止することと、保険財政に対する負担を軽減するため設けられたものであり、後期高齢者医療制度を構成する財源として欠かせないものでございます。

ご承知のように、後期高齢者医療保険は、国民健康保険や介護保険と同様に、一般会計から独立した特別会計により、その収支の均衡を図っているもので、保険給付が増加すると保険料や現役世代からの支援金の増額が必要になります。後期高齢者医療保険の保険料は、直近の保険給付費の実績と伸び率、診療報酬の改定状況等を踏まえ、2年ごとに見直しが行われます。この保険料は、財源全体の1割と定められ、世帯の所得に応じて2割から最大9割まで軽減措置が講じられており、低所得者高齢者に配慮した制度設計となっております。

ご質問の日の出町の後期高齢者医療の一部負担金の全額助成でございますけれども、また日の出町あるいは檜原村の部分についてのお話をされました。それぞれの自治体によりまして町が抱えている最重点事項は何であるかということ、私自身は再三にわたって言ってきました。特に、第5期長期総合計画は平成27年度から始まりました。それ以前、第4期長期総合計画のときもそうでございますけれども、町にとって一番大事なのは、今後、若者の定住化を確実にしていく、そのことによって、高齢化率47%の我々の大先輩である高齢者の皆さんが町の中で安全で安心して住んでいただくということを大きな目標に掲げて政策を進めてまいりました。そのためにも、子ども・子育て支援、これは1年でやった事項ではなく、長年かかって積み上げてまいりました。その結果、来年できます若者住宅もそうでございますけれども、町に帰ってくるUターン、Iターンの若者の皆さんが、高齢者の皆さんを守ると同時に、その人たちを、この安全・安心して住めるために、町に住んでいただき、町の自治会である組織、地域の組織と一緒に町の中で生活をしていただきたい。あるいは、防災の任、安全・安心のために消防団活動をしてもらいたい。そういうことを言いながら、この政策を進めてまいりました。そういう点では、限りある

財源の中で、いかに、今、町の重要な施策を重点的に進めるかということでございます。

日の出の問題あるいは檜原の問題が取り上げられました。私は、それぞれの自治体に関しては、内容的にはいろいろ承知しておりますけれども、それぞれの自治体において政策判断したことでありますから、細部にわたっては言及はいたしません。いたしませんけれども、それぞれの自治体が、今、自分の町で、あるいは自分の村で、今後 10 年間にわたって、過去から現在にわたって、何が大事なのかということで政策を決定し、それを実行してきたんだというふうに思います。そういう点では、財政力も違います。それから基金の額も違います。これは調べていただければわかりますけれども、それぞれ基金あるいは財政力等が一定の部分がございます。それを論じるつもりはございません。そこに置かれた住民の皆さんの将来に向かって政策を判断をしていく、それが、そこに立候補し住民の負託を受けた町長だというふうに私は思っております。もちろん、今回、住民皆様から負託を受けた 12 人の議員の皆さんも住民の代表であります。したがって、そういう人たちと一緒に真摯に議論をしながら、どうしたら実行していくかということが、私に課せられた大きな任務だというふうに思っております。したがって、ご質問がありました両制度については、現在の段階では、実施することは困難であります。

それから、次に 2 点目の外出支援サービスについてでございます。

外出支援サービスは、おおむね 65 歳以上の高齢者で、一般交通機関の事情等により町内の医療機関への通院が困難な方で、町に登録をしている方に対して、病院等まで無料で送迎するサービス。平成 12 年 4 月の介護保険の創設当時から、町社会福祉協議会に委託をして行ってきたものであります。平成 26 年度末の登録者数は 145 人で、21 の自治会全てに登録者がございます。年間の延べ利用数は 2,151 名で、医師、歯科を含めて 7 カ所の医療機関に曜日を決めて行っております。社会福祉協議会では、2 台のワゴン車を利用して送迎を行っており、診療の待ち時間により順次送迎を行っております。この待ち時間を利用して、買い物等も自由に利用していただいているというのが、現在の実態でございます。

また平成 26 年 6 月から開始した「地域ささえあいボランティア事業」ですが、この事業は、高齢者の日中の見守りや町外の医療機関受診の際に援助を受けたい人に対して、援助できる人が支援する新たな仕組みとして設けたものでございます。事業を利用する方、協力できる方、それぞれ利用会員、協力会員として登録していただき、社会福祉協議会がそれぞれの会員のニーズに応じてコーディネートするもので、町社会福祉協議会に委託している事業でございます。

この事業を開始するきっかけは、公共交通機関があるものの、バス停や J R 青梅線の各

駅まで歩いて行けないので、これまでは近所の方に車を出してもらっていたが、毎回毎回積み重なると気兼ねする。また、どのくらいお礼をすればいいのか悩んでしまうなどという声を聞き、誰でもが登録すれば、気兼ねなく、決まった報酬で利用できる制度として設けたものであります。

平成 26 年度の利用実績は、通院が 79 件、買い物が 28 件、その他が 14 件の合計 121 件でありました。通院の 79 件のうち、町外が 60 件と 75%が青梅市あるいは西多摩地区等の病院への送迎で、買い物の 28 件のうち 27 件が町外で、ほとんどの皆さんが町外への買い物に利用されております。会員の登録状況ですが、この 7 月末現在で 21 自治会で 103 名の方が登録されております。事業を始めて 1 年 6 カ月経過しましたが、今のところ、町あるいは社会福祉協議会に対して、利用に抵抗があるという声は届いていないというふうに聞いております。

ご承知のように町内には J R 青梅線の 5 駅があり、奥多摩駅発の電車は朝 5 時 7 分を始発として 23 時 9 分まで、逆に終点の奥多摩駅までは朝 4 時 59 分着から 0 時 41 分まで、ほぼ 1 時間に 2 本ずつ運行されており、さらには奥多摩を起点として町内及び丹波山村、小菅村までエリアに入れた西東京バスの路線が全体で 13 路線、1 日当たり 44 本が運行されております。さらに、これらの公共交通機関に準ずるのものとして、現在では奥多摩駅前に、日中だけでありますけれども、タクシーが常駐し、交通ネットワークの一端を担っているところでございます。特に西東京バスの 13 路線は、小河内方面、日原方面及び大丹波方面に設定され、町内をくまなく運行しており、国の基準に照らしても、町内には交通空白地帯と言われる地域はございません。

平日のバス路線は乗客が少なく、土日、祝日の観光客も含めまして、経常的に毎年赤字となっております。町内を運行する 9 路線については、国及び都の補助金の対象路線であることから、バス事業者との協定に基づき、町単独で赤字の補填を行い、運行を確保しているというのが実態でございます。その赤字補填額につきましては、平成 26 年度で 4,776 万 5,000 円となっております。町にとっても大きな財政負担となっておりますが、これも住民皆様の生活の足を確保するために行っているものであり、単に補助するだけではなく、乗降客数の調査や運転手が利用者の声を聞くなどして、バス利用者の増加や J R のダイヤの改正に伴う運行時間の調整などについて、バス事業者と定期的に協議をしているほか、P T A や自治会等、地域からの要望にも応えるようにして、少しでも利用しやすい環境整備に努めているところでございます。

ご質問の近隣市町村の事例に倣って、町が主体となって、あらゆる町民の足の確保のた

めのデマンドバスを走らせるべきではないかのご質問であります。ただいま申し上げましたように、13 路線 1 日当たり 44 本のバス路線についても、平日に限っては大幅な赤字であり、空気を乗せて走っているなどとの声も聞かれるほどであります。このようなことから、町では、今後も社会福祉協議会と協力して「外出支援サービス」や「地域ささえあいボランティア事業」により、高齢者の日常の足の確保を図るとともに、この住民に身近な制度を多くの高齢者の皆さんに活用していただけるよう、今後も PR に努めてまいりたいと思っております。

次に、3 点目の公営栃久保住宅の改修問題についてのご質問にお答え申し上げます。

この公営栃久保住宅等の整備に関する質問につきましては、第 3 回定例会で、8 番、原島幸次議員より一般質問をいただいております。答弁させていただいた経緯がございます。質問の内容が重複することがありますが、ご理解をお願い申し上げます。

現在、町営住宅は、公営住宅法に基づく公営住宅として、栃久保住宅と日向住宅の 2 団地で、延べ 11 棟 44 戸が、また、このほかに町営住宅として栃久保第 1、第 2 住宅を初め、延べ 32 棟 42 戸があり、これらを合計すると 43 棟、86 戸の住宅を管理しております。この中で築後 30 年を経ている町公営住宅が 50 戸、全体の 6 割を占め、最も古いものは昭和 55 年に建設した公営栃久保住宅 20 戸で、この住宅につきましては耐用年限に近づきつつあり、設備の老朽化や間取りの不便さなど、さまざまな問題点や課題が顕在しているところであります。特に高齢化に伴うバリアフリー化など総合的な観点から建てかえを検討する時期に至っているというふうに承知しております。

経年劣化した公営住宅、町営住宅につきましては、各戸の老朽化状況を踏まえ、建物の適切な管理や耐用年数の長期化を図り、使用されている皆様の状況やニーズに応じて、より安全で快適な居住空間を長期にわたり提供できるよう、平成 25 年度に「奥多摩町公営住宅等長寿命化計画」を策定いたしました。この計画は、全ての公営・町営住宅を対象として、長期的視点に立って計画的な修繕や改善を行うことにより、安全で快適な住宅を確保することを目的に策定したもので、今後、この計画に基づき、どのように維持管理あるいは建てかえを行っていくかの方針を示しております。

この計画に基づき、全 86 戸の町営住宅のうち、修繕を行い維持管理していくべき戸数が 66 戸、今後、建てかえすべき戸数が 20 戸という結果が示されました。個別に申し上げますと、公営の栃久保住宅は対応年限の半数を既に経過している状況であり、屋根、外壁等の老朽化が進んでいることから建てかえをすべきとの判定であり、日向住宅では、長寿命化を図るため屋根の防水改修や外壁の塗装を行う必要がございます。その他、町営の木造

住宅につきましても、全体的に金属屋根や外壁の劣化、結露防止等の部材も一部老朽化していることが確認をされております。今後も住宅の維持管理につきましては、長寿命化計画に基づき、職員による定期的な点検を行うとともに、使用者皆様からの情報収集に努め、適正な修繕・改修を行ってまいりたいと考えております。

町での定期的な保守点検に加え、使用者皆さんからの通報に基づく修繕も毎年実施しております。昨年は、台所、風呂場の給湯器が老朽化により不具合を生じているとの連絡により、3戸の給湯器の交換、修繕を行うなど、延べ23戸で設備の修繕を実施したところであります。

公営朽久保住宅の改修問題についてですが、町では、利用者の皆さんから聞き取り調査や住宅使用者の意向調査なども実施しており、住宅での不具合な点、改修の要望などの情報収集にも努めております。今後も、町の公営・町営住宅につきましては、住んでいる方が快適で安心して過ごせるように対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須崎 眞君） 大澤由香里議員、再質問はありますか。

○1番（大澤由香里君） 再質問させていただきます。

まず、後期高齢者医療制度の自己負担1割になってるのは、安易な受診を防ぐためとおっしゃいますが、その1割の負担でも苦しく、病院に行けないという方が実際におられます。その後期高齢者医療制度ですが、そもそも、この制度は75歳以上の高齢者を一般の医療制度から切り離したもので、後期高齢者人口が増え、医療給付費が増加すれば、保険料が際限なく上がる仕組みです。事実、先ほども町長からもありましたが、2年に一度保険料改定が行われ、保険料は上がり続けています。平成26、27年度の均等割額は、被保険者1人当たり4万2,200円、所得割率は8.98%と引き上げられました。結果、保険料が高過ぎて生活が苦しくなり、病院に行くのを我慢するという本末転倒な状況が生まれるなど、高齢者が重い負担に苦しんでいます。

私は、高齢者に大きな負担を強いる後期高齢者医療制度は廃止するべきだと思っておりますが、当面の課題として、高齢者の負担を減らすため、国と都に対して財政支援を強く働きかける必要があるのではないのでしょうか。そうした働きかけとともに、今、現実に医療を安心して受けられない高齢者がいる以上、町として手を差し伸べる手だてを考えるべきだと思います。

先ほど日の出町の例を出しましたが、子育て支援とともに、健康増進の取り組みと、医療費助成の高齢者支援を行うことで住民の健康が増進され、医療費も抑制され、人口も増えと、住民にとっても町にとっても喜ばしい相乗効果が生まれています。全額が無理なら

半額からでも始める価値はあると思います。半額補助だと約4,300万、一般会計の1%未満でできます。檜原村では、窓口負担ではなく、一旦医療費を払っておいて、後で戻ってくる申請方式だそうです。これだと薬代が含まれず、町が負担する医療費はもっと安くなります。方法はいろいろ考えられると思います。町長の政策によって増え始めている町民に、将来にわたって安心して住んでいただけるようにするためにも、ぜひ前向きなご検討をお願いいたします。

また、福祉保健課の課長が憂慮されている健康診断の受診率も、日の出町のように助成を受ける条件の一つにすれば上がるのではないのでしょうか。

次に、外出支援サービスについてです。

近隣の日の出町では、60歳以上の日の出の町民なら誰でも利用でき、手を挙げれば、どこでもとまってくれて、病院やスーパーマーケットや老人センターに無料で行ける、4コースの高齢者外出支援バスのほかに、町民なら誰でも無料で利用できる町内循環バスを平日7便走らせています。町民の方からは、具合が悪くなっても、以前のように我慢することなく、早い段階で病院に受診することができるし、家族に迷惑をかけずに行きたいところに行けるといのは、外出しやすくなって健康にもいい。頻繁に買い物に行けるので食生活の改善にも役立っていると、喜ばれているそうです。

また、檜原村では、誰でも1回100円で利用できる補助ステップつきワンボックス車のデマンドバスを運行しています。このデマンドバスとは、自宅付近から目的地まで行ける点はタクシーと同じですが、希望者が複数いる場合は乗り合わせて行くという、いわゆる乗り合いタクシーのようなものです。運行ダイヤは定時で運行する定時便と、予約があった場合に運行する予約便があり、利用者のニーズに合わせて選択できるようになっています。この事業では、導入時のポイントとして、グループインタビューを有効活用し、ふだん、誰がどのようにバスを利用しているか、病院や買い物、通学の際の移動手段、高齢者で自動車の運転をやめている人はいるか、小中学生の通学における安全の確保などの地域の課題を詳細に集約し、要望とあわせて運行計画に反映させたそうです。これならば、先日の子ども議会でも子どもたちから要望されていた、夏休みのバスの運行や丹三郎地域のお年寄りの足の確保、バス停から遠い住民のバス停までの足の確保といった、きめの細かいニーズに応えられるのではないのでしょうか。また、西東京バスの営業妨害にならないように、西東京バスの運行ルート以外、特に自宅からバス停までとかバスが運行していない時間帯のダイヤの設定など、工夫は幾らでもできると思います。また、可能なら西東京バスにデマンドバスの経営を任せてもいいのではないのでしょうか。

次に、栃久保の公営住宅についてです。

先ほど住居の経年劣化について申されましたが、公園の柵の劣化についても、町民からのご意見がありました。これが公営栃久保住宅に設置されています公園ですが、安全対策のために柵が設置されています。この柵も、かなり老朽化してしまっていて、いつ外れてもおかしくない状態です。実際に一部分が外れていました。このすき間から、子どもたちが出入りをしているようで、住民の方から危険だと指摘をされました。栃久保も、子どもたちが増え、公園で遊んでいる姿がよく見られるそうです。何か事故が起きてからでは遅いので、早急に点検と安全対策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、住宅の点検方式も、全員から聞いていると先ほど町長からありましたが、住民からは聞いてもらえないという意見もあります。1件1件回らずとも、毎年、あるいは2年に1回程度、年度末に不具合箇所などの要望を文書で聞き、返信申し出のあった住宅から現地調査、修繕をしていくという形でもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後2時40分から再開いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、大澤議員の再質問に対する答弁から行います。

加藤副町長。

○副町長（加藤 一美君） それでは、1番、大澤議員の再質問、3点につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

一つ目の後期高齢者の医療費の一部負担でございますけれども、大澤議員も既にご存じだと思いますけれども、日の出町は、年間に10億円というごみの最終処分場を持っておりまして、地元対策費、地元振興費ということで毎年10億円の特別の交付金が来ております。このことで、町長からもありましたけれども、全員の子どもに対しまして、月1万円のクーポンと、それと、この後期高齢者の医療費の全額助成を行っております。檜原村も、確かに制限はありながら半額助成しておりますけれども、檜原村と日の出町と奥多摩町の財

政で大きな違うところは、日の出町は途方もない 10 億円というお金が毎年来ておりますので、こっちに置いておいて、檜原村では当町の人口、それも、財政規模もちょうど半分なんです。しかしながら、檜原村では観光立町という形で村づくりはしておりませんし、また、行政面積も、うちよりは若干小さいんで、公共施設等も少ないんです。そんなことから、同じように長年東京都にいろんな形で支援をいただく中で、現在 55 億円の基金があると。その中で、とりわけ 2 億の福祉の基金があって、そこから助成をしてると。現状では 1,000 万に届かない 800 万程度というふうに聞いております。ただ、議員からご質問があった中に、日の出町は全額助成しているから医療費が抑えられているというお話もありましたけれども、担当が日の出町の担当に聞いたところ、無料でありますので、逆に安易に病院にかかる回数が増えて、年間 500 万ずつ増えているということでもあります。

当町においても、今、日の出町、檜原がやっておりません子ども・子育ての 15 項目、これにかかる平成 27 年度の予算が 5,000 万なんです。ですから、お金のない当町にとりましては、今までに、この 5,000 万をつくるためには、ご存じのように都営水道の一元化、これによりまして毎年水道会計が 5,000 万の赤字だったんです。この赤字を住民の皆さんの水道料金に転嫁すると経済負担が大変になりますので、一般会計から、毎年水道会計に 5,000 万、6,000 万繰り出しして水道会計を運営しておりました。この 5,000 万、6,000 万をもって、今、子ども・子育て 15 項目をやっているわけでありまして、32 億 4,000 万の今基金が町にありますけれども、まだまだ積立不足でありまして、一番大事な減債基金、これ平成 18 年から、この 27 年度までの 10 カ年の下水道整備をしてきましたけれども、これは平成 57 年まで、その借金を返していきます。で、そのうちの 60%は高率な起債を借りておりますので、後年度地方交付税で返ってきますけれども、残りの 40%は町の一般財源から返さなきゃいけないということで、このお金が、おおよそ 19 億円。今のところは、減債基金は 12 億まで積み立てしておりますけれども、あと 7 億円、最低でも 15 億円積まないと、その間の年度間の一般会計からの持ち出しで借金を返さなきゃいけないので、結果、福祉費や教育費を年度間の、そういった住民サービスを削っていかないと、下水道会計で借金をした部分につきましては返済ができないということになります。我々地域につきましては東京都で一番大きな行政面積を持っておりますので、下水道にかかる事業費も莫大なものもありました。含めて、大澤議員が言われるように、確かに我々も、町長以下職員は住民のために働いてますから、お金が十分にあれば何でもしたいという気持ちは同じでありますけれども、当町にとりましては、この 15 項目の子ども・子育て支援事業を始めたばかりでありまして、半額であっても 4,300 万ですから、この 5,000 万削って後期

高齢の4,300万に持っていくというのは、今後の十年間の5期計画で最重要課題、最優先事業として取り組んでいこうという約束が台なしになってしまいますので、本当に当町にとりましては、日の出町がうらやましい限りでありまして、現状の町の財政状況、財政環境では、ここですぐにそういうことをするという状況にありませんので、これにつきましては含めてご理解をいただきたいと思います。

次に、コミュニティバスとデマンドバスの話ありましたけれども、実際、皆さん耳にされていると思うんですが、日中の西東京バスは、ほとんどの路線で空気を運んでます。ゼロの日もありますしね。当町は、いわゆる国基準における交通空白地帯というのはありません。13路線に44本走っております。ただ、議員から言われるのは、今まで、若いころは、すぐそこにあるバス停に行けたんだけど、足が悪くなったり腰が痛かったりで行けないと。そのようなことは、交通空白地帯ではないんですね。ですから、病気や高齢によって身近なバス停に行けないという方のためにも登録制の「地域ささえあいボランティア」を26年から開始をしておりますので、どうぞ遠慮なく、ドア・ツー・ドアをします。そのような方がおりましたら、遠慮なく「地域ささえあいボランティア」を町も今後もさらにPRしてまいりますので、フルにご活用いただきたいというふうに考えております。

それと最後の栃久保住宅ですが、先ほども、町長の答弁の中に、最も古くて建てかえの時期に来ているという判定の住宅があります。ただ、先ほど写真で、いろんな手すりの不具合だとかありましたけれども、緊急性に要するものにつきましては、今後、地域整備課の担当のほうで至急向かいまして、安全対策は講じていきたいというふうに考えております。ただ、建てかえにきている栃久保住宅につきましては、一番難しいのは、建てかえる場合にはどこに仮住居をつくるのかということもありまして、今、この土地の確保とか、どのように建てかえていくのかということに関しましては、今後検討させていただいて、利用者の皆様にとって一番よい、住みやすく、やりやすい環境下の状況でつくっていききたいというふうに考えておりますので、この点につきましてもご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） 質問・回答を入れて1時間以内ということで一応内規になっておりますので、簡潔にお願いしますということですが、まだ少し、ちょっとあります。

○1番（大澤由香里君） 奥多摩町は人口が少ない町ではありますが、だからこそ町民一人一人のニーズに応えた、きめ細かいサービスができると思います。ぜひご検討をお願いします。

終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、1番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

次に、日程第3、各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。

河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成27年第4回奥多摩町議会定例会の閉会に当たり、一言感謝と御礼のご挨拶をさせていただきます。

今議会は、12月11日に召集をさせていただきました。議会に当たりまして、町長の提案として16件の案件を提案いたしました。条例の新設あるいは一部改正、また、今後の需要等を含めて、一般会計を初めとする各予算の補正予算につき、議員皆様方のご理解を得て、議決あるいは同意をいただき、大変感謝を申し上げるところでございます。

ただいま本日は、9名の議員の皆様から15件の一般質問をいただきました。それぞれ新しく議員になられ、住民のいろんな意向を持ちながら一般質問をしたのではないかなとい

うふうに受けとめさせていただきました。しかし、いろんな意味で、最後に申し上げたいと思いますけれども、まず町が継続的に、あるいは今後行財政運営を行う一番の視点は、財政の確保であります。私自身が平成16年から町長を務めさせていただいておりますけれども、そのときにあった基金が8億円あります。借金は61億あります。この11年間にわたり、借金を減らし、借金をしないで財政健全化に努めるというのを大きな目標にすると同時に、少子高齢化にどう対応していくかというふうにも努力をしております。そういう点では、現在の段階ですと起債借金が約3分の1に減りました。基金については32億まで積み上がりました。一番多い借金を返しているのに、1年間に5億円返しております。そういう状況にしていきますと、いろんな施策をやったとしても、その施策そのものが継続性がなくなるという大きな問題が生じるということから、町にとって一番大事なものは何かということを考え、私たちの指針である長期総合計画の基本に沿いながら、重点的にやっております。と同時に、財源確保のために、水道の一元化につきましては約3年の月日を要し、水道に対する一般財源の5,000万あるいは水道事業に建設するための7億2,000万等々を含めて、東京都に移管することができました。当時、東京都に移管するときに、奥多摩町の水道を移管した後に東京都水道局自身が耐震化を含めて新しい整備をするのに55億円かかるというふうに言われました。今、さらに、その額ではできないというふうに言われております。皆さんが一元化することによって、水道料金は変わりません。しかし、将来にわたっての投資は、今、水道局が肩がわりをさせていただいております。目に見えて出てきております。境の浄水場が、すばらしいものができました。あのような水道施設を町単独ではとてもできません。借金したら、後で払えません。と同時に、日原地域あるいは小河内地域でも、今、浄水場の建設が始まっております。

また、住民皆様には若干の不便をかけておりますけれども、老朽化した水道管の改修が始まっております。この水道管の改修については、耐震性ということで、従来の水道管ではなくて、水道管自身が地震があっても柔軟に対応するという、そういう水道管に、今、敷設がえをしております。

このようなこととで、水道一元化によりまして、将来的町の負担は、私は55億円ではなく、相当の額が負担が減ったのではないかなというふうに思っております。

また、皆さんのごみ処理をする施設については、東京都の中で町が単独でごみ処理をしております。ごみ処理施設を改修するについては、小さいクリーンセンターについては、国の補助、都の補助は一切出ないというふうになりました。そういう点で、非常に困り、いろんな部分を含めまして、あきる野市、日の出町、檜原村で、当時、今の西秋川衛

生組合に新しい炉を建設するための事業が始まっております。二つの選択肢がありまして、秋川衛生組合に加入させていただくか、あるいは青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町がやっている西多摩衛生組合に加入させていただくか、どちらかの選択をしないと単独で実施をしていけないという状況の中で、西秋川衛生組合では新しい炉をつくる。その炉は、焼却灰までも10分の1に減らせるというすぐれものであると同時に、今、3多摩の市町村が日の出町にある廃棄物処分場を利用しておりますけれども、それを利用しないで済むということで、負担金についても、それだけ安くなるというようなことから、当時、市長である、あきる野の臼井市長、日の出の青木町長、現在の坂本村長に窮状を訴え、加入させていただき働きかけをしてまいりました。基本のご理解を得て、クリーンセンターの建設しているあきる野市の留原地区、高尾地区の住民皆様の同意を得るために、臼井市長に現場に行かせていただき、町の窮状を訴え、地域の住民の皆様の合意を得て、西秋川衛生組合に加入させていただきました。3市町村で議会の議決をいただき、無事に加入をさせていただいたわけですが、これとても、試算をしたところでは、単独で町がつくる場合には30億円かかる。以降、皆様から料金をいただき運営するというになると、相当の負担をしなければいけないというようなことから、組合に加入をさせていただき、8億7,500万の負担金を払い、現在に至ったところでございます。

このようにして、将来にわたる財政負担を減らしながら、町にとって何が大事なのかということを一生涯やってきたつもりであります。住民皆様の健康を考え、長生きをしてもらい、住民皆様が住みやすい町をつくるという共通目標は同じであります。しかし、最終的には財源対策をしないではいろんなことができるということについては、過去から現在の状況をしっかりと認識してほしいというふうに思っております。特に27年度の当初予算を見ますと、63億2,000万円であります。そのうち、東京都からの支出金が25億800万。率にしますと39.7%であります。国からいただく地方交付税が14億7,000万、23.3%であります。この両方を合わせた国と都からの支出金が63%を占めております。住民皆様からいただく貴重な税金は7億4,000万、11.7%であります。したがって、我々が一番やらなければならないのは、職員とともに、私自身が今まで努力してきた部分というのは財源確保であります。特に、25億の都支出金の中では、東京都だけの制度である市町村総合交付金という制度がありますけれども、これを、昨年は16億確保いたしました。これは、ただ単にルールによって配分するということではございません。この10年間にわたり、町の職員の行政改革も行いました。1割減らしました。そのようにして、いろんな部分を含めて、今、町自身が必要な部分はこれだということに関して、財源の支援をしていただい

ているということを、ぜひご理解いただきたいと思います。

そのようにしていかないと、一回始めた政策が継続できない、あるいは根本的には町の運営ができないということになろうかと思っております。12月1日から新たな議員の皆様は任期が始まるわけでございますから、そういう過去から現在までの認識も持っていただきながら、今後、議会の中でいろいろと議論をし、町の発展のために一緒になって進んでいきたいという気持ちであります。

大変長時間にわたりまして、第4回の定例会が無事に終了することができました。いよいよ年末で、今年も、もう終わりでございます。議員の皆様方には、十分健康には留意していただき、地域での活躍を含めて、新しい年に向かい、お互いに健康で活動できますことを祈念いたしまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって平成27年第4回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午後3時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員